

新城市公共施設個別施設計画  
(第1期)

令和3年3月

新城市

## 目 次

第1章	新城市公共施設個別施設計画の概要	
1	背景と目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の期間	3
4	計画の更新	3
5	計画の数値目標	4
6	公共施設管理適正化の実践	4
	(1) 公共施設管理適正化について	
	(2) 公共施設管理適正化の考え方	
	(3) 公共施設管理適正化の実践と方向性の決定	
7	予防保全（長寿命化）の考え方	8
	(1) 耐用年数の考え方	
	(2) 予防保全（長寿命化）の方向性	
	(3) 年次計画の概要	
	(4) 点検の実施	
8	計画の対象施設	14
	(1) 対象施設の条件	
	(2) 公共施設一覧（令和2年4月1日時点）	
第2章	各公共施設の方針	
1	庁舎等	25
2	文化施設	27
3	保健・福祉・医療施設	30
4	児童福祉施設（こども園を含む）	34
5	商工観光施設	38
6	公民館・集会所等	41
7	住宅施設	44
8	消防防災施設	47
9	学校教育施設	49
10	生涯学習施設	55
11	体育施設	57
12	その他施設	60
13	環境衛生施設	63
14	集計	66
第3章	個別施設計画の推進	
1	計画の進捗管理	67
2	方向性の確認・見直し	67

## 第1章 新城市公共施設個別施設計画の概要

### 1 背景と目的

新城市（以下「本市」という。）は、平成17年10月1日に旧新城市、旧鳳来町、旧作手村の新設合併により誕生し、16年目を迎えることとなりました。これまでに多くの公共施設を整備してきましたが、市の人口は減少を続けており、公共施設の利用需要の変化が予想されます。これに対し、長期的な視点を持って公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組むことで、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となっています。

本市はこれらの背景を踏まえ、平成26年度に公共施設の施設用途別の配置状況や管理運営状況・利用状況等、市全体の公共施設の現状を明らかにした「新城市公共施設白書」（以下「白書」という。）を作成しました。また、白書を踏まえ、限られた財源のなか、持続可能なまちづくりを実現しつつ、市民のニーズに対応した公共施設を安全・安心に利用できる状態を維持するため、「新城市公共施設等総合管理計画」（以下「総合管理計画」という。）を平成28年度に策定し、公共施設等の統一的・一元的な維持・保全・管理に関する将来の基本方針および数値目標を定めました。

今後は、総合管理計画で定めた方針に基づき、各公共施設の安全性や必要性を精査して各施設の課題を抽出・整理し、公共施設の質と量の最適配置や長寿命化等を検討する必要があります。この取組を進めるため、本市では、総合管理計画の実行計画となる「新城市公共施設個別施設計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

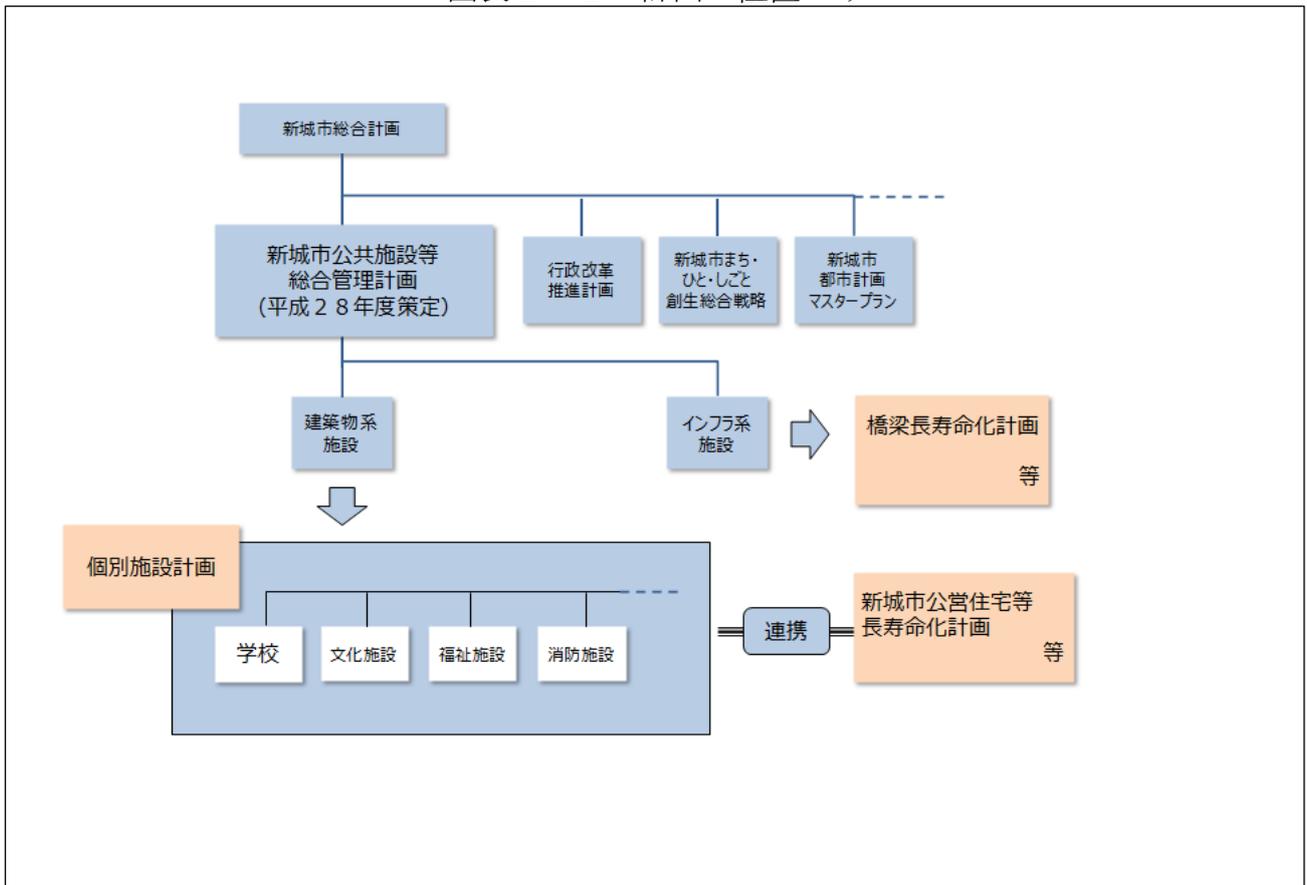
本計画は、個々の公共施設の今後のあり方についての具体的な方向性及び計画的な維持管理・長寿命化方針を示したものです。そのため、計画の策定にあたっては、初期段階から市民参画のもとで公共施設の役割や機能について多角的に検討を進め、利用者の声を十分に反映した計画とするよう心がけました。

## 2 計画の位置づけ

国においては、今後、高度成長期以降に集中的に整備されたインフラが一斉に老朽化することを重要な課題と捉えており、平成25年11月には「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、国や地方公共団体等が一丸となってインフラの戦略的な維持管理・更新等を進めることとしました。平成26年4月には、総務省から地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請が出され、本市においては、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画(行動計画)」に該当するものとして総合管理計画を位置づけています。

本計画は、関連計画との連携を図りつつ、総合管理計画の目標や方針、数値目標を実現するための各公共施設の具体的な取り組み方針を示した実行計画として位置づけます。

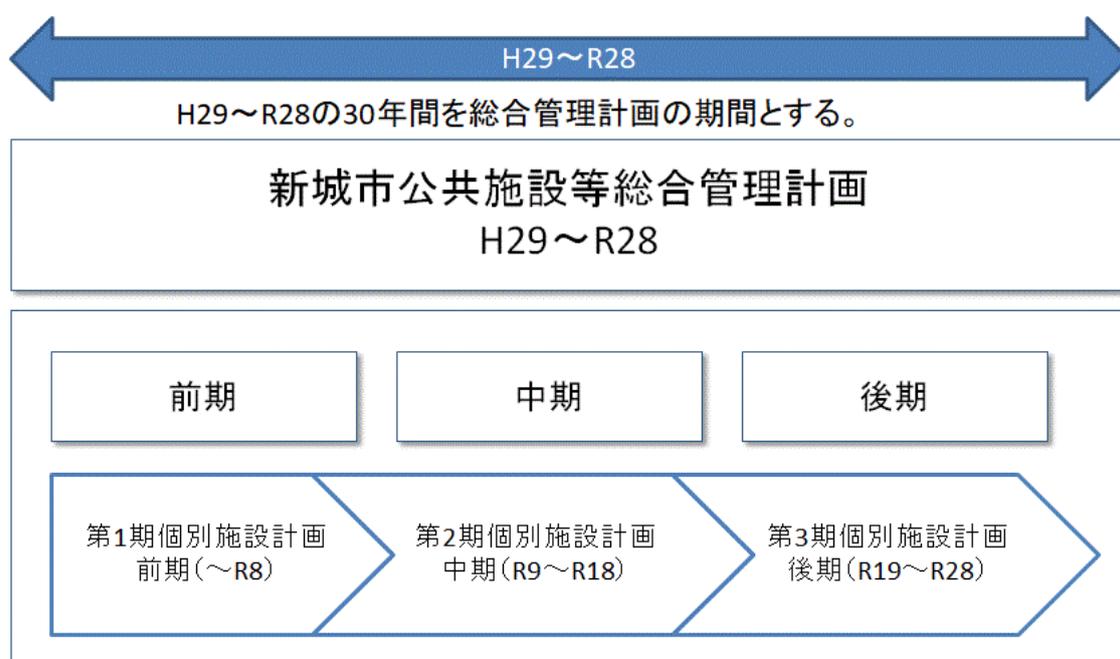
図表2-1 計画の位置づけ



### 3 計画の期間

公共施設の適正配置及び長寿命化等の実施に関しては、中長期的な視点が不可欠となります。そのため、総合管理計画では、平成29年度から令和28年度までの30年間を見通したうえで、計画の第1期を平成29年度から令和8年度までの10年間としています。本計画は総合管理計画の実行計画として位置づけているため、計画期間は総合管理計画に合わせてこととします。ただし、本計画は令和2年度に策定することから第1期の計画期間については、令和3年度から令和8年度までの6年間と設定します。

図3-1 計画の期間



### 4 計画の更新

本計画は、市の財政状況の影響を大きく受けることを考慮し、毎年度の実績による進捗管理を行い更新していくこととします。

また、社会経済情勢の変化や、関連する計画の策定・変更など、条件が大きく変わった時点で、適宜必要な見直しを行います。

## 5 計画の数値目標

総合管理計画では、平成29年度から令和28年度までの30年間で総延床面積の30%程度縮減を目標としているため、本計画もこれをもとにして、令和8年度までの第1期計画期間に10%程度を削減することを目標とします。

図表5-1 計画の数値目標

公共施設（建築物）総量削減目標	
第1期計画期間（～令和8年度）	10%
全計画期間（～令和28年度）	30%

## 6 公共施設管理適正化の実践

### （1）公共施設管理適正化について

本計画では、総合管理計画の方針に基づき、供給（利用状況）・品質（安全・安心・快適性の確保）・財務（維持管理及び更新費用状況）の3つの視点から、質と量の最適化に取り組むこととしています。

また、施設を建物（ハード）と機能（ソフト・サービス）に切り分けて考え、これらが一定の地域の中で求められる需要に対して適切な形で供給できているかについて、市民の声を交えながら、ニーズの変化をきめ細やかに把握して配置の適正化を図ることとしています。

これにより、公共施設等の安全・安心を確保することと、市民に必要なサービスを適切かつ持続可能な形で提供することの両立を目指します。

### （2）公共施設管理適正化の考え方

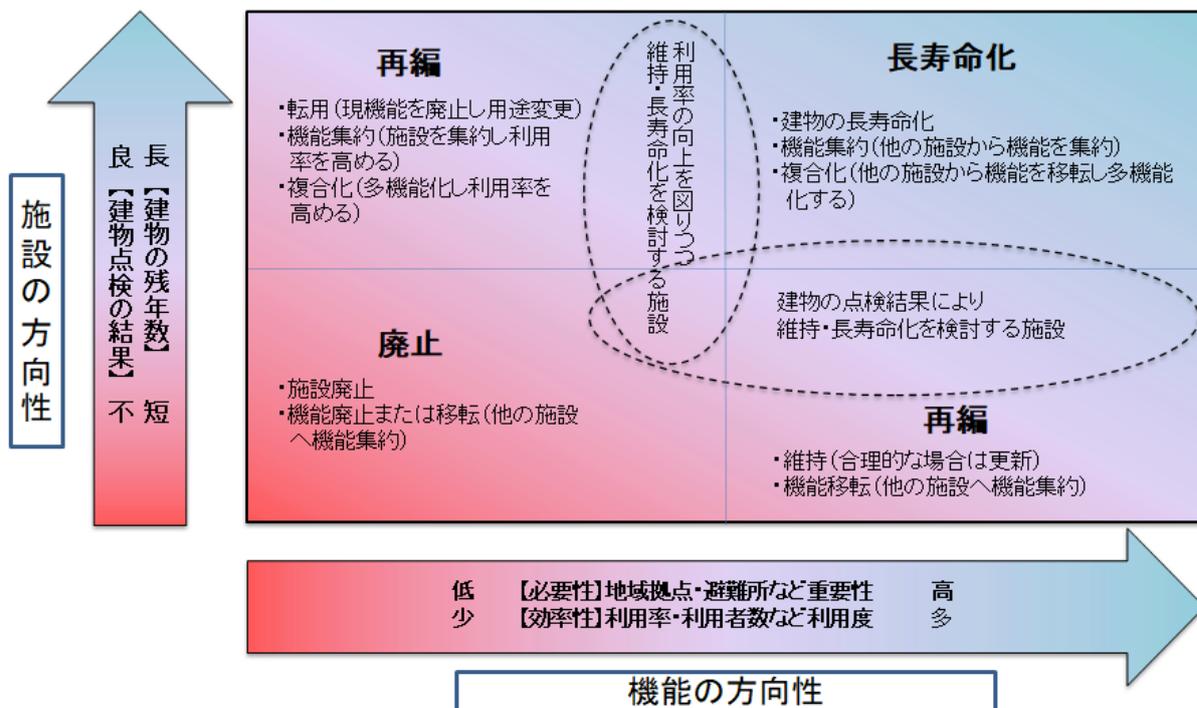
本計画では、総合管理計画で定められた基本的な方針に基づき、以下の考え方（図表6-1参照）で公共施設の方向性（優先順位）を検討し、質と量の最適化に取り組みます。

- ア 人口減少や施設の利用状況の変化・劣化状況等を踏まえ、施設分類の枠組みを越えた統廃合や複合化、多機能化、転用を行うことで、地域住民が必要とする行政サービスをできる限り維持した状態で総量縮減を図ります。
- イ 施設を利用する市民の安全性・快適性を第一に考え、老朽化度合いや定期点検の結果に基づいて、緊急性の高い施設を優先して修繕する等、財政負担の平準化を図り施設の維持管理を円滑に進めます。

- ウ 市内に複数ある同種の施設については、人口の推移を見極めたうえで施設の再配置を検討します。
- エ 必要性が高いと判断される施設（機能）は、既存施設の長寿命化や他の施設への機能移転により、機能維持を図ります。
- オ 代替機能の確保が難しい施設は、計画的な保全を行い、老朽化している場合は、長寿命化のため必要な大規模改修を実施します。
- カ 利用率向上のため、サービスの充実に努めます。利用率の低い施設は複合化や統廃合を図ります。
- キ 更新する場合は、面積縮小や複合施設化を検討し、経済的・合理的な施設整備を実施します。
- ク 民間活力の導入を見据え、民間委託やPPP/PFI（※）等による施設整備・管理を検討します。
- ケ 県や近隣市町と連携し、広域利用を検討します。
- コ 市民の安全・安心な暮らしを支える公共施設を目指し「適切な維持管理」を図ります。

※PPPとは官民連携事業の略。PFIとは、PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う新しい手法のこと（内閣府作成「PPP/PFIの概要」）。

図表6-1 今後の方向性（施設と機能の関係性）



○施設の方向性

施設を建物として捉え、方向性を決定します。

「長寿命化」・・・法定耐用年数を超えて使用することを目標とします。点検等によって建物の機能や性能の劣化の有無や兆候・状態を常に把握し、経年劣化の状態を予測した上で計画的な処置を行うことにより、機能停止などを未然に防ぐ予防保全を実施します。

「維持」・・・機器が故障したり、建物の機能や性能の異常がはっきり目に見えるような段階になって初めて修繕などの処置を施す事後保全を実施します。

「再編」・・・建物の集約・複合化・転用などを実施します。

「廃止」・・・建物の使用を取りやめ、処分します。

○機能の方向性

施設の持つ機能及び施設で提供される行政サービスに着目し、方向性を決定します。

「維持」・・・行政サービスの提供を継続します。

「移転」・・・代替施設へ事業内容に移します。

「再編」「廃止」・・・行政サービス自体を見直します。

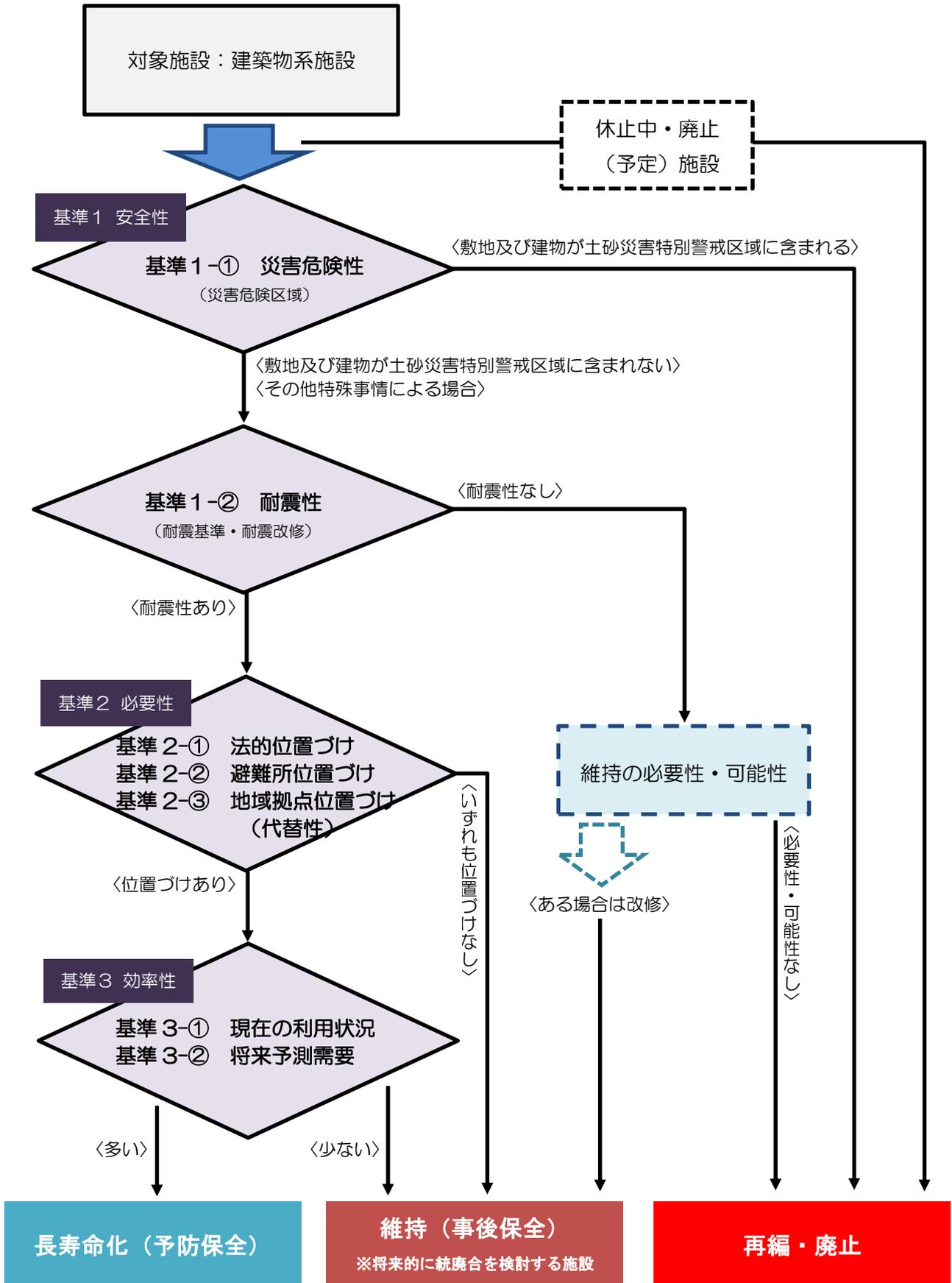
図表 6 - 2 施設再編の考え方

手法の例	現状	実施後のイメージ
<b>手法①</b> 類似施設の集約	A 老朽化 B C 老朽化 施設の機能は各施設でほぼ同一	<del>A</del> <del>C</del> → B 必要時に応じて改修を行い、集約
<b>手法②</b> 複数目的の施設の複合化	A 保育園 B 公民館 C 図書館 施設の機能は各施設でほぼ同一	<del>A</del> <del>B</del> → C スペースの効率化による多機能化 図書館+保育園+公民館
<b>手法③</b> 転用によるサービス向上	A 老朽化 B 近隣に、機能は異なるが、利用が少ない施設が存在	<del>A</del> → B B施設を用途転用し、A施設の機能を移す
<b>手法④</b> 専用施設から共用施設への切り替え	A ○○事務所 B △△事務所 C ××事務所 D □□事務所 目的に特化した専用施設が複数存在	<del>A</del> <del>B</del> <del>D</del> → C 総合事務所 施設を共同・相互利用。余剰施設は廃止

(3) 公共施設管理適正化の実践と方向性の決定

前項「(2) 公共施設管理適正化の考え方」に基づき、個々の公共施設について、主に以下に示す公共施設配置基準（図表 6 - 3）によって施設の方向性を決定します。

図表 6 - 3 公共施設配置基準（フロー）



## 7 予防保全（長寿命化）の考え方

### （１）耐用年数の考え方

建物の耐用年数についての考え方は様々であり、一般的に言われるところでは、ア法定耐用年数、イ物理的耐用年数、ウ経済的耐用年数、エ機能的耐用年数があります（図表 7－1 参照）。

図表 7－1 各種の耐用年数

ア法定耐用年数	固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数。
イ物理的耐用年数	建物躯体や構成材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能を下回る年数。
ウ経済的耐用年数	継続使用するための補修・修繕費その他費用が、改築費用を上回る年数。
エ機能的耐用年数	使用目的が当初の計画から変わったり、建築技術の革新や社会的要求が向上して陳腐化する年数。

上図のうち、ア法定耐用年数（図表 7－2 参照）は、建物の実際の寿命とは必ずしも一致せず、また、それぞれの施設の劣化度は、経過年数に比例するとも限らないものです。

図表 7－2 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）抜粋

用途	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
庁舎・事務所・下記以外の用途	50	38	24
校舎・体育館・保育所・住宅	47	34	22
車庫	38	31	17

したがって、法定耐用年数を上回る目標耐用年数を設定し、予防保全による施設の長寿命化に取り組む必要があります。建物のイ物理的耐用年数は、構造、立地条件、使用状況の違いなどによっても大きく左右されますが、『「建築物の耐久計画に関する考え方」（社）日本建築学会』によれば、計画的な保全を実施すれば鉄筋・鉄骨鉄筋コンクリート造の建物は 100 年、木造の建物は 60 年程度、使用することが可能となります（図表 7－3、7－4 参照）。長寿命化に取り組むためには、施設の部位・部材や設備等について点検に基づく劣化状況や経年の変化状況を把握する必要があります。

図表 7-3 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の望ましい目標耐用年数

用途		目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
学校 官庁 住宅 事務所 病院	高品質の場合		100年	80～120年	80年
	普通の品質の場合		60年	50～80年	50年

図表 7-4 木造の望ましい目標耐用年数

用途		目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
学校 官庁			60年	50～80年	50年

図表 7-5 建築物全体の望ましい目標耐用年数の級

用途	鉄筋コンクリート造・ 鉄骨鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
	高品質の 場合	普通の品 質の場合	重量鉄骨		軽量鉄骨		
			高品質の 場合	普通の品 質の場合			
学校 官庁	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.60 以上
住宅・事 務所・病 院	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.40 以上
店舗・旅館 ・ホテル	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.100 以上	Y.60 以上	Y.40 以上	Y.60 以上	Y.40 以上
工場	Y.40 以上	Y.25 以上	Y.40 以上	Y.25 以上	Y.25 以上	Y.25 以上	Y.25 以上

図表 7-6 目標耐用年数の級の区分の例

級	目標耐用年数	代表値	範囲	下限値
	Y.150	150年	120年～200年	120年
	Y.100	100年	80年～120年	80年
	Y.60	60年	50年～80年	50年
	Y.40	40年	30年～50年	30年
	Y.25	25年	20年～30年	20年
	Y.15	15年	12年～20年	12年
	Y.10	10年	8年～12年	8年
	Y.6	6年	5年～8年	5年
	Y.3	3年	2年～5年	2年

図表 7-5 注釈

『「建築物の耐久計画に関する考え方」(社)日本建築学会』では、建物の用途に応じて構造別に目標耐用年数の級が設定されています。

図表 7-6 注釈

建築物全体の望ましい目標耐用年数の級に応じた目標耐用年数の区分が示されています。「Y.100」の場合では、範囲として80年～120年、代表値として100年が設定されています。

出典：(社)日本建築学会編・発行「建築物の耐久計画に関する考え方」(図表 7-3 から 7-6)

(2) 予防保全（長寿命化）の方向性

建物は、屋根や外壁などの劣化や破損への対応を対症的に行うと、建物の骨格部分である躯体や電気・機械設備の損傷につながり、建物全体の寿命を縮める要因となる恐れがあります。本市では、こうした事後保全を主としていましたが、今後は日々の施設の点検等により劣化、破損あるいはその拡大を未然に防ぐ予防保全の手法により、法定耐用年数を超えて建物を使用する長寿命化を図っていきます。

本計画では、『「建築物の耐久計画に関する考え方（社）」日本建築学会』を参考にし、RC造などの非木造の建物の目標耐用年数を80年と設定し、長寿命化を目指します。また、木造の建物については、本市では公共施設の木造化を推進してきた経緯もあり、学校や庁舎などの大型公共施設も木造で建設されたものがあるため、目標耐用年数を60年と設定します。予防保全を考える上で、定期的に修繕・改修を実施するサイクルを設定することとし、木造は概ね15年、非木造は概ね20年周期の改修を4サイクル程度実施します。劣化の進行が早い屋根、及び機能維持のために重要な電気設備（中央監視制御設備、防災設備）、空調設備（空気調和設備、空調熱源設備、自動制御設備）については、5サイクル実施する設定とします。

図表7-7 修繕・改修周期

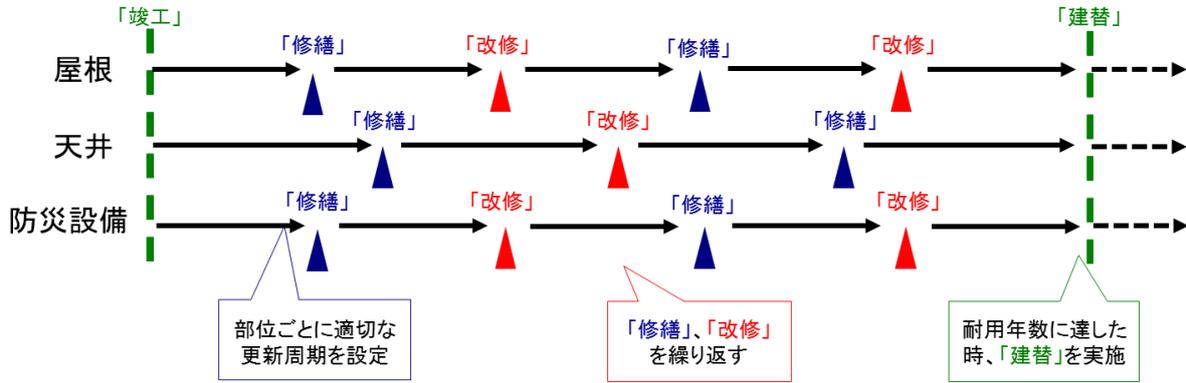
整備方法	周期 (非木造)	周期 (木造)	考え方
修繕	部位・設備ごとに設定（20年または16年）	15年	非木造の建物については、劣化の進行が早い屋根、及び機能維持のために重要な電気（中央監視制御設備、防災設備）、空調（空気調和設備、空調熱源設備、自動制御設備）については、供用期間のうちに修繕、改修を2度実施する設定。
改修	部位・設備ごとに設定（40年または32年）	30年	
建替	80年	60年	非木造の建物は耐用年数を80年、木造の建物は60年と設定し長寿命化を実施。

また、修繕・改修・建替については以下の通り定義します。

図表7-8 修繕・改修・建替の定義

整備方法	定義
修繕	比較的軽微な工事。屋根や壁の塗り替え、設備のオーバーホールなど、部材・部品の交換を必要としないものを指す。
改修	部材・部品の交換を必要とするものを指し、大規模改修などが該当する。
建替	新たな施設に建替える。

図表 7 - 9 部位別の修繕・改修周期（非木造）例



大分類	外部			内部							電気										空調					給排水							
	屋根	外壁	その他	軒天	中木	床	天井	内部建具	壁	映像音響設備	受変電設備	情報通信設備	静止形電源設備	太陽光発電設備	中央監視制御設備	電灯コンセント設備	動力設備	発電設備	防災設備	雷保護設備	換気設備	空気調和設備	空調熱源設備	自動制御設備	排煙設備	ガス設備	衛生器具設備	給水設備	給湯設備	消火設備	厨房器具設備	排水設備	
修繕	16	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	20	16	20	20	20	16	20	20	16	16	16	20	20	20	20	20	20	20	20	20
改修	32	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	40	32	40	40	40	32	40	40	32	32	32	40	40	40	40	40	40	40	40	40

※表内の数字は、修繕・改修周期の年数を示します。修繕周期16年、改修周期32年となっているものについては、供用開始から80年後に建替を行うまでの間に、16年後に修繕、32年後に改修、48年後に修繕、64年後に改修を行います。

### (3) 年次計画の概要

上記の条件により、長寿命化を計画する施設については予防保全を基本とし、一定の周期で修繕・改修を行う年次計画を作成しました。また、長寿命化の方向性を決定していない施設については、法定耐用年数を目標とした計画または施設の点検結果に基づいた計画としました。

なお、本計画における施設の点検とは、目視や打診等による簡易的な調査のことを指すもので、建物の破壊調査を実施するなどの詳細な調査を行った上で年次計画を作成しているものではありません。また、計画の作成時点で多くの建物が竣工又は前回の修繕・改修から15～20年を経過しており、改修サイクルによる修繕・改修が行えなかったため、計画は工事の時期が直近の年度に集中してしまふこととなりますが、単年度で多くの工事を行う予算及び体制が整わないことから、工事の平準化を行っています。そのため、今後、施設の使用状況や更なる点検結果を見極めた上で施設毎の対応を都度判断することが必要で、必ずし

も計画通りに行われるものを保証するものではありません。実際の実施状況とは大きく異なることが予想されるため、年次計画の定期的な見直しを図っていきます。

また、一言に公共施設と言っても、その目的や性質は大きく異なるため、専門性の高い設備等を有する施設については、それぞれの施設建物について精度の高い計画を別途作成していく必要があります。

#### （４）点検の実施

法定耐用年数を超えて使用するため、建築基準法第12条点検（※）ほか各種法定検査に加え、日常的な点検を実施し安全性の担保を図ります。

※国及び愛知県が定めた防火上・避難上の重要な建築物を対象に定期調査及び防火設備等の検査を実施する。

## 8 計画の対象施設

### (1) 対象施設の条件

本計画は、一般会計及び国民健康保険診療所特別会計において整備された施設の更新経費及び維持管理費用等の抑制や平準化を目的のひとつとしています。このことから、以下の条件の施設については対象から除外します。

#### ①小規模（100㎡未満）または構造が簡易な建物は除外

【施設例】 公衆便所、倉庫、消防詰所、自転車置き場等

【理由】 更新費用や維持管理費用が比較的少ないため。

#### ②企業会計の施設は除外

【施設例】 上下水道施設、市民病院等

【理由】 独立した公営企業において別途計画を策定し、その計画に基づき進捗管理を行うため。

#### ③インフラ施設は除外

【施設例】 道路施設等の土木インフラ施設、公園 等

【理由】 総合管理計画のインフラ系施設の管理に関する基本方針に基づき、別途各インフラに関する計画等で進捗管理を行うため。

(2) 公共施設一覧（令和2年4月1日時点）

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
1 庁舎等	市役所本庁舎	7,056.84	○
1 庁舎等	市役所東庁舎	2,622.74	○
1 庁舎等	市役所西館	308.18	○
1 庁舎等	鳳来総合支所	2,841.28	○
1 庁舎等	鳳来旧総合庁舎	1,019.04	○
1 庁舎等	作手総合支所	1,135.21	○
1 庁舎等	乗本倉庫（旧名古屋法務局出張所）	217.80	×
1 庁舎等	有線放送資材倉庫	48.05	×
1 庁舎等	庁舎車庫・防災備蓄倉庫	458.00	×
1 庁舎等	庁用車車庫	145.88	×
1 庁舎等	新城市役所（旧新城町役場）	220.88	×
1 庁舎等	市営バス車庫	43.76	×
1 庁舎等	建設課倉庫	62.00	×
1 庁舎等	土木関係資材倉庫及び資料倉庫	183.85	×
1 庁舎等	作手倉庫	230.28	×
1 庁舎等	土木課車庫	164.62	×
2 文化施設	新城地域文化広場（文化会館）	9,621.08	○
2 文化施設	新城地域文化広場（図書館・郷土資料室）	2,020.32	○
2 文化施設	設楽原歴史資料館	1,024.70	○
2 文化施設	長篠城趾史跡保存館	363.87	○
2 文化施設	鳳来寺山自然科学博物館（博物館・車庫）	1,947.47	○
2 文化施設	作手歴史民俗資料館	582.00	○
2 文化施設	新城城跡資料室	260.00	○
2 文化施設	鳳来寺山自然科学博物館（収蔵庫）	74.52	×
2 文化施設	復元釜屋建民家	94.19	×
2 文化施設	文化財収蔵庫	20.28	×
3 保健・福祉・医療施設	新城保健センター	1,612.27	○
3 保健・福祉・医療施設	鳳来保健センター	437.66	○
3 保健・福祉・医療施設	作手保健センター	518.15	○
3 保健・福祉・医療施設	新城休日診療所	200.00	○
3 保健・福祉・医療施設	作手診療所	1,016.11	○
3 保健・福祉・医療施設	いきいきライフの館	638.36	○
3 保健・福祉・医療施設	老人福祉センター	983.48	○

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
3 保健・福祉・医療施設	中央高齢者生きがいセンター	415.41	○
3 保健・福祉・医療施設	東部高齢者生きがいセンター	582.64	○
3 保健・福祉・医療施設	東陽高齢者生きがいセンター	118.82	○
3 保健・福祉・医療施設	山吉田高齢者生きがいセンター	322.90	○
3 保健・福祉・医療施設	鳳来高齢者生きがいセンター	120.07	○
3 保健・福祉・医療施設	作手高齢者生活福祉センター虹の郷	2,150.45	○
3 保健・福祉・医療施設	旧中央老人憩の家	274.93	○
3 保健・福祉・医療施設	西部福祉会館	1,216.63	○
3 保健・福祉・医療施設	もくせいの家ほうらい	257.80	○
3 保健・福祉・医療施設	しんしろ福祉会館	1,585.68	○
3 保健・福祉・医療施設	養護老人ホーム寿楽荘	2,002.61	○
3 保健・福祉・医療施設	しんしろ助産所	161.47	○
4 児童福祉施設	新城こども園	1,179.00	○
4 児童福祉施設	城北こども園	1,822.80	○
4 児童福祉施設	千郷東こども園	1,257.80	○
4 児童福祉施設	千郷中こども園	925.96	○
4 児童福祉施設	千郷西こども園	956.94	○
4 児童福祉施設	東郷東こども園	878.22	○
4 児童福祉施設	東郷中こども園	891.99	○
4 児童福祉施設	東郷西こども園	1,023.03	○
4 児童福祉施設	舟着こども園	496.89	○
4 児童福祉施設	八名こども園	1,279.00	○
4 児童福祉施設	長篠こども園	955.55	○
4 児童福祉施設	鳳来こども園	606.71	○
4 児童福祉施設	山吉田こども園	719.76	○
4 児童福祉施設	大野こども園	819.34	○
4 児童福祉施設	作手こども園	1,197.11	○
4 児童福祉施設	おおぞら園	366.49	○
4 児童福祉施設	旧中央こども園	1,007.72	○
4 児童福祉施設	旧吉川こども園	315.44	○
4 児童福祉施設	東郷西児童クラブ	212.83	○
4 児童福祉施設	鳥原児童館	394.29	○
4 児童福祉施設	児童館たんぽぽ	407.42	○
4 児童福祉施設	千郷児童クラブ	485.67	○
4 児童福祉施設	舟着児童クラブ	100.21	○

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
5 商工観光施設	勤労青少年ホーム	936.47	○
5 商工観光施設	鳳来寺山歴史文化考証館	175.35	○
5 商工観光施設	サイクリングターミナル	1,227.67	○
5 商工観光施設	つくで手作り村	1,347.55	○
5 商工観光施設	桜淵いこいの広場	387.40	○
5 商工観光施設	学童農園 山びこの丘	8,241.00	○
5 商工観光施設	湯谷園地	397.00	○
5 商工観光施設	もっくる新城	1,073.69	○
5 商工観光施設	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな	2,309.00	○
5 商工観光施設	自然休養村 三石	258.19	○
5 商工観光施設	名号温泉施設	694.57	○
5 商工観光施設	茶臼山公園公衆トイレ	3.32	×
5 商工観光施設	桜淵公園（トイレ・東屋等）	257.37	×
5 商工観光施設	長篠城駅前公衆トイレ	21.53	×
5 商工観光施設	湯谷駐車場	17.92	×
5 商工観光施設	湯谷温泉駅前公衆トイレ	45.00	×
5 商工観光施設	槇原駅前公衆トイレ	52.00	×
5 商工観光施設	J R 三河槇原駅前広場	3.00	×
5 商工観光施設	門谷公衆トイレ	33.94	×
5 商工観光施設	布里公衆トイレ	39.80	×
5 商工観光施設	湯谷温泉	80.00	×
5 商工観光施設	湯谷園地（美谷ノ原）	185.78	×
5 商工観光施設	三河川合駅前公衆トイレ	21.53	×
5 商工観光施設	巴湖公衆トイレ	22.00	×
5 商工観光施設	涼風の里	81.00	×
5 商工観光施設	鴨ヶ谷公衆トイレ	39.00	×
5 商工観光施設	高松公衆トイレ	10.00	×
5 商工観光施設	和田園地トイレ	10.00	×
5 商工観光施設	四谷千枚田多目的施設	29.00	×
5 商工観光施設	創造の森城山公園	80.00	×
5 商工観光施設	創造の森公衆トイレ	3.00	×
5 商工観光施設	鳳来寺表参道登り口公衆トイレ	17.01	×
5 商工観光施設	長ノ山公衆トイレ	14.20	×
5 商工観光施設	笠川公衆トイレ	27.60	×
5 商工観光施設	鳳来寺山公衆トイレ	28.80	×

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
5 商工観光施設	一色公衆トイレ	70.80	×
5 商工観光施設	阿寺の七滝トイレ	83.16	×
5 商工観光施設	布里テニスコートクラブハウス	65.70	×
5 商工観光施設	守義公衆便所	21.00	×
5 商工観光施設	只持公衆便所	27.20	×
5 商工観光施設	湯谷大駐車場公衆便所	20.19	×
5 商工観光施設	乳岩公衆便所	15.29	×
6 公民館・集会所等	西部公民館（ちさと館）	701.24	○
6 公民館・集会所等	鳳来中央集会所	1,305.34	○
6 公民館・集会所等	海老構造改善センター	834.63	○
6 公民館・集会所等	玖老勢コミュニティプラザ	892.17	○
6 公民館・集会所等	七郷一色コミュニティプラザ	428.04	○
6 公民館・集会所等	連谷会館	205.74	○
6 公民館・集会所等	開発センター	1,571.96	○
6 公民館・集会所等	作手農村集落多目的共同利用施設	736.50	○
6 公民館・集会所等	作手担い手センター	287.28	○
6 公民館・集会所等	作手農村環境改善センター	844.03	○
6 公民館・集会所等	徳定公民館	171.60	×
6 公民館・集会所等	庭野公民館	217.89	×
6 公民館・集会所等	寺林公民館	198.12	×
6 公民館・集会所等	大峠集会所	291.64	×
6 公民館・集会所等	長楽集会所	132.08	×
6 公民館・集会所等	引地公民館	210.60	×
6 公民館・集会所等	名号集合会館	277.35	×
6 公民館・集会所等	名号集会所	199.57	×
6 公民館・集会所等	大島集会所	73.98	×
6 公民館・集会所等	富岡公民館倉庫	238.01	×
7 住宅施設	上市場西住宅	2,692.81	○
7 住宅施設	上市場東住宅	5,134.69	○
7 住宅施設	東原住宅	5,412.93	○
7 住宅施設	長篠住宅	1,864.97	○
7 住宅施設	大野住宅	1,380.66	○
7 住宅施設	芳ヶ入住宅	1,646.03	○
7 住宅施設	川合住宅	714.45	○
7 住宅施設	明和住宅	397.50	○

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
7 住宅施設	和田住宅	244.56	○
7 住宅施設	開成住宅	352.60	○
7 住宅施設	城山ハイツ	623.00	○
7 住宅施設	草谷ハイツ	220.00	○
7 住宅施設	作手診療所医師住宅第1号	156.89	×
7 住宅施設	作手診療所医師住宅第2号	83.63	×
7 住宅施設	明和1号	82.00	×
7 住宅施設	旧杉平住宅	71.21	×
8 消防防災施設	消防防災センター	4,488.24	○
8 消防防災施設	新城市消防署鳳来分署	550.00	○
8 消防防災施設	新城市消防署作手出張所	335.02	○
8 消防防災施設	消防団詰所(東陽分団第1班 湯谷)	67.72	×
8 消防防災施設	消防詰所(東陽分団4班細川)	71.95	×
8 消防防災施設	コミュニティ防災センター	287.02	×
8 消防防災施設	広域消防無線中継施設(大田代)	6.24	×
8 消防防災施設	広域消防無線中継施設(須長)	5.76	×
8 消防防災施設	広域消防無線中継施設(北大鈴山)	7.68	×
8 消防防災施設	広域消防無線中継施設(萩太郎山)	6.24	×
8 消防防災施設	広域消防無線中継施設(霧石)	4.68	×
8 消防防災施設	防災行政無線中継所(獅子ヶ森)	3.45	×
8 消防防災施設	防災行政無線中継所(北山)	8.05	×
8 消防防災施設	防災行政無線中継所(行者越)	5.76	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場(新城分団1班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(新城分団2班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(新城分団4班栄町)	63.47	×
8 消防防災施設	旧コミュニティ消防センター(新城分団3班的場)	63.47	×
8 消防防災施設	旧コミュニティ消防センター(新城分団5班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(千郷分団1班)	74.32	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(千郷分団2班)	64.16	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(千郷分団3班)	63.47	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場(東郷分団1班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(東郷分団2班)	63.47	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場(東郷分団3班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(東郷分団4班)	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター(東郷分団5班)	63.47	×

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（東郷分団6班）	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（東郷分団7班）	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（舟着分団1班）	64.16	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（八名分団1班）	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（八名分団3班）	63.47	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（八名分団4班）	63.47	×
8 消防防災施設	消防器具庫（鳳来寺分団1班長楽）	18.00	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来寺分団1班玖老勢）	71.95	×
8 消防防災施設	旧消防器具庫（鳳来寺分団1班大石）	13.60	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場（鳳来寺分団2班門谷）	54.65	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来西分団第1班）	71.95	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来西分団1班恩原）	23.19	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来西分団2班塩瀬）	67.53	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来西分団2班島田）	19.29	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（海老分団1班）	67.70	×
8 消防防災施設	消防詰所（海老分団1班副川）	63.62	×
8 消防防災施設	消防器具庫（海老分団第2班）	85.75	×
8 消防防災施設	旧消防詰所海老分団1班（第3分団第2部消防詰所用地）	92.40	×
8 消防防災施設	消防詰所器具置場（鳳来中部分団1班内金）	75.26	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来中部分団1班大草）	56.70	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来中部分団2班西）	58.32	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来中部分団2班郷）	68.90	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来中部分団3班小川）	53.98	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場（鳳来中部分団4班大栗）	44.72	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来中部分団4班本久）	32.40	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場（山吉田分団1班五反田）	153.19	×
8 消防防災施設	消防詰所（山吉田分団1班阿寺）	44.62	×
8 消防防災施設	消防団詰所器具置場（山吉田分団2班山本）	51.03	×
8 消防防災施設	旧消防詰所（山吉田分団3班竹ノ輪）	48.40	×
8 消防防災施設	旧消防詰所（山吉田分団第4班多利野消防詰所用地）	54.60	×
8 消防防災施設	消防器具庫（東陽分団1班浅下）	57.27	×
8 消防防災施設	旧消防団詰所器具置場（東陽分団1班寺林）	39.75	×
8 消防防災施設	旧消防器具庫（東陽分団1班引地）	17.86	×
8 消防防災施設	旧消防器具庫（東陽分団1班槇原）	40.51	×
8 消防防災施設	旧消防詰所（東陽分団1班湯谷）	45.36	×

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
8 消防防災施設	消防詰所（東陽分団2班井代）	57.51	×
8 消防防災施設	消防詰所（東陽分団2班能登瀬）	51.03	×
8 消防防災施設	名越消防詰所用地	51.70	×
8 消防防災施設	消防詰所（東陽分団3班中島講堂）	80.19	×
8 消防防災施設	消防詰所（東陽分団3班中央集会所）	115.83	×
8 消防防災施設	旧消防詰所東陽分団第5班（第7分団第2部器具庫用地）	23.20	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来東分団1班名号）	68.04	×
8 消防防災施設	消防詰所（鳳来東分団1班小学校）	64.80	×
8 消防防災施設	旧消防団詰所器具置場（鳳来東分団1班池場）	51.03	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（作手北分団第1班）	67.70	×
8 消防防災施設	消防詰所（作手北分団第2班詰所）	71.95	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（作手南分団2班）	67.70	×
8 消防防災施設	消防詰所（作手南分団第1班）	71.95	×
8 消防防災施設	コミュニティ消防センター（作手南分団第3班）	71.95	×
8 消防防災施設	向野防災倉庫	46.80	×
8 消防防災施設	防災倉庫（豊島）	70.03	×
8 消防防災施設	防災倉庫（有海）	48.96	×
8 消防防災施設	防災倉庫（日吉）	40.32	×
8 消防防災施設	防災倉庫（富岡）	40.32	×
8 消防防災施設	八名井水防倉庫	33.58	×
9 学校教育施設	新城小学校	8,502.54	○
9 学校教育施設	千郷小学校	8,947.63	○
9 学校教育施設	東郷西小学校	4,887.53	○
9 学校教育施設	東郷東小学校	6,027.27	○
9 学校教育施設	舟着小学校	2,478.62	○
9 学校教育施設	八名小学校	5,500.26	○
9 学校教育施設	庭野小学校	2,967.69	○
9 学校教育施設	鳳来中部小学校	3,617.45	○
9 学校教育施設	鳳来寺小学校	2,946.49	○
9 学校教育施設	黄柳川小学校	3,116.24	○
9 学校教育施設	東陽小学校	3,901.88	○
9 学校教育施設	鳳来東小学校	2,226.34	○
9 学校教育施設	作手小学校	3,221.00	○
9 学校教育施設	新城中学校	9,297.99	○
9 学校教育施設	千郷中学校	8,802.05	○

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
9 学校教育施設	東郷中学校	5,533.57	○
9 学校教育施設	八名中学校	5,472.07	○
9 学校教育施設	鳳来中学校	8,473.75	○
9 学校教育施設	作手中学校	3,116.57	○
9 学校教育施設	旧作手小学校南校舎（旧巴小学校）	2,330.94	○
9 学校教育施設	旧作手小学校北校舎（旧開成小学校）	3,053.99	○
9 学校教育施設	旧協和小学校	1,596.50	○
9 学校教育施設	旧連谷小学校	2,004.51	○
9 学校教育施設	旧海老小学校	2,537.72	○
9 学校教育施設	旧鳳来西小学校	2,250.51	○
10 生涯学習施設	青年の家	2,232.57	○
10 生涯学習施設	鳳来寺共育施設	175.54	○
10 生涯学習施設	つくで交流館	1,181.08	○
11 体育施設	新城武道場	198.34	○
11 体育施設	長篠地区多目的広場	296.15	○
11 体育施設	山吉田トレーニングセンター	699.00	○
11 体育施設	作手B&G海洋センター	2,889.00	○
11 体育施設	作手B&G海洋センター艇庫	199.00	○
11 体育施設	鳳来卓球場	584.00	○
11 体育施設	作手武道場	771.00	○
11 体育施設	レストハウス	699.68	○
11 体育施設	イベント広場	1,560.00	×
11 体育施設	作手テニスコートクラブハウス	147.15	×
11 体育施設	竹ノ輪グラウンド	6.62	×
12 その他施設	新城まちなみ情報センター	338.29	○
12 その他施設	まちづくり推進室	223.16	○
12 その他施設	穂の香看護専門学校	8,264.25	○
12 その他施設	旧連谷保育園	165.89	○
12 その他施設	鳳来地域間交流施設	1,172.60	○
12 その他施設	旧黄柳野保育園	132.17	○
12 その他施設	リフレッシュセンター	536.00	○
12 その他施設	木工館	189.00	○
12 その他施設	旧黄柳野小学校	1,849.87	○
12 その他施設	旧菅守小学校	1,533.14	○
12 その他施設	新城駅前駐輪場	13.80	×

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
12 その他施設	新城駅第2駐輪場	577.98	×
12 その他施設	野田城駅前駐輪場	36.00	×
12 その他施設	東新町駅駐輪場	220.66	×
12 その他施設	まちづくり推進倉庫	323.55	×
12 その他施設	生活環境保全林施設	79.00	×
12 その他施設	高里バス待合所	92.75	×
12 その他施設	野田城駅前公衆トイレ	23.73	×
12 その他施設	茶臼山駅前公衆トイレ	9.96	×
12 その他施設	大海駅前公衆トイレ	21.73	×
12 その他施設	鳥居駅前トイレ	9.96	×
12 その他施設	三河東郷駅前トイレ	15.00	×
12 その他施設	市有森管理施設	39.00	×
12 その他施設	タイコヤシキ污水处理施設	7.50	×
12 その他施設	長者平団地污水处理場	178.84	×
12 その他施設	湯谷温泉配湯所	160.32	×
12 その他施設	旧消防用具庫	33.00	×
12 その他施設	茶臼山駅前駐輪場	16.80	×
13 環境衛生施設	資源集積センター（粗大ごみ受入場所）	451.80	○
13 環境衛生施設	清掃センター	1,276.97	○
13 環境衛生施設	し尿等下水道投入施設	1,066.92	○
13 環境衛生施設	クリーンセンター	3,511.49	○
13 環境衛生施設	資源集積センター（資源受入場所）	1,116.00	○
13 環境衛生施設	有海一般廃棄物管理型埋立処分場	102.83	○
13 環境衛生施設	鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場	118.32	○
13 環境衛生施設	七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場	169.00	○
13 環境衛生施設	作手菅沼一般廃棄物管理型埋立処分場	423.00	○
13 環境衛生施設	しんしろ斎苑	1,558.86	○
14 基盤施設	半場川公園	15.90	×
14 基盤施設	鬼久保ふれあい広場芝生広場	15.00	×
14 基盤施設	鬼久保ふれあい広場トイレ	28.00	×
14 基盤施設	鬼久保ふれあい広場休憩所	26.00	×
14 基盤施設	有海緑地公園	37.85	×
14 基盤施設	田町川南公園	9.00	×
14 基盤施設	城北東部公園	7.75	×
14 基盤施設	市場台北公園	38.64	×

施設分類	施設名称	延床面積 (㎡)	計画 対象
14 基盤施設	市場台南公園	16.69	×
14 基盤施設	大宮公園	21.76	×
14 基盤施設	緑が丘第4公園	7.75	×
14 基盤施設	柴先公園	4.00	×
14 基盤施設	市場台西公園	20.25	×
14 基盤施設	携帯電話鉄塔施設	28.10	×
合 計	319 件	275,691.31	147 件

## 第2章 各公共施設の方針

### 1 庁舎等

施設名称	構造	建築年		災害 危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R.41)		
市役所本庁舎	S	H30	2年	○	○
市役所東庁舎	S	H 4	28年	○	○
市役所西館	R C	S53	42年	○	×
鳳来総合支所	R C	S45	50年	○	○
鳳来旧総合庁舎	R C	S32	63年	○	×
作手総合支所	W	H27	5年	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎を地域のコミュニティの拠点としても位置づけ、集会施設など他の公共施設との複合化・多機能化を検討します。</li> <li>・ワンストップサービスの提供（複数の行政サービスを1カ所で同時に受けられること）等、住民にとってこれまで以上に利便性の高くなる施設の実現を目指します。</li> <li>・劣化が進行している庁舎については、利用状況や利用者の意見聴取等を踏まえ、他の庁舎との統合または廃止を含めて今後の管理方針を検討します。</li> <li>・老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検（建築基準法12条点検）)					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	市役所本庁舎	維持	長寿命化						
	平成30年度に新築。定期的な点検結果に基づき、修繕・改修を実施する。								
2	市役所東庁舎	維持	長寿命化						
	令和2年度に大規模改修を実施。定期的な点検結果に基づき、長寿命化改修を実施する。								
3	市役所西館	廃止	廃止				除却		
	老朽化が進み耐震性にも問題があるため、建物は除却する。								
4	鳳来総合支所	移転	再編 (集約)		解体設計	解体設計 及び工事	工事完了 ・除却		
	鳳来総合支所周辺総合開発計画に基づき、機能移転し鳳来総合支所と再編（機能集約）する。建物については令和4年度に開催した鳳来総合支所周辺総合開発計画策定委員会からの中間答申を受け、除却の方針となった。								
5	鳳来旧総合庁舎	移転	再編 (集約)		解体設計	解体設計 及び工事	工事完了 ・除却		
	鳳来総合支所周辺総合開発計画に基づき、機能移転し鳳来総合支所と再編（機能集約）する。建物については令和4年度に開催した鳳来総合支所周辺総合開発計画策定委員会からの中間答申を受け、除却の方針となった。								
6	作手総合支所	維持	長寿命化						
	平成27年度に新築。定期的な点検結果に基づき、長寿命化改修を実施する。								

## 2 文化施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R4.1)	指標	H29	H30	R01		
新城地域文化広場 (文化会館)	SRC	S61	34年	利用者数(人/年)	131,607	121,752	99,902	○	○
新城地域文化広場 (図書館・郷土資料室)	RC	S61	34年	利用者数(人/年)	41,774	43,060	42,473	△	○
設楽原歴史資料館	RC	H7	25年	利用者数(人/年)	28,057	24,125	22,044	○	○
長篠城趾史跡保存館	RC	S38	57年	利用者数(人/年)	32,047	25,132	22,865	○	×
鳳来寺山自然科学博物館	RC	S37	58年	利用者数(人/年)	10,835	10,655	9,809	×	○
作手歴史民俗資料館	RC	S58	37年	利用者数(人/年)	1,985	8,137	8,071	○	○
新城城跡資料室	W	S55 移転	40年	利用者数(人/年)	2	3	5	○	×

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>文化施設の多くは、貴重な歴史や文化を保存・伝承するための施設ですが、将来的には、歴史や文化の振興・保存の観点も踏まえつつ、利用率が低く、将来にわたって改善の見込みがない施設は、規模を縮小した上で他の施設との統合や複合化を実施するほか、場合によっては廃止します。</li> <li>展示物が類似しているなど機能が重複すると考えられる施設は、将来的に統合を検討します。</li> <li>近隣市町村との連携や相互利用を検討し、質の充実及び利用率の向上を図ります。</li> <li>老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	新城地域文化広場 (文化会館)	維持	長寿命化	天井改修、改修 基本計画の作成	天井改修、改修 工事実施設計	第1期工事	第1期工事及び 第2期設計	第2期工事	
				点検			点検		
文化活動の拠点施設として、引き続き機能は維持する。施設は老朽化が進んでいるため、整備方針を検討し長寿命化を図る。									
2	新城地域文化広場 (図書館)	維持	長寿命化	外壁改修 調査	外壁改修、改修 工事実施設計	第1期工事	第1期工事及び 第2期設計	第2期工事	
				点検			点検		
文化活動の拠点施設として、引き続き機能は維持する。施設は老朽化が進んでいるため、整備方針を検討し長寿命化を図る。									
3	設楽原歴史資料館	維持	維持		外壁修繕、ト イレ洋式化				
				点検			点検		
設楽原の戦いなど多くの文献や資料を保存し、さらに新城市の文化財保護の中核を担う施設であるため、引き続き適正な維持・管理に努める。									
4	長篠城址史跡保存館	移転	再編 (現建物は 除却)	移転整備計 画案の作成	移転整備の調整・検討				
国指定史跡長篠城跡の保存・研究施設であるが、老朽化が進み耐震性にも問題がある上、建物が文化財保護法の規制地域に立地しているため、移転整備を計画している。									
5	鳳来寺山自然科学博物館	維持	維持		防水修繕		構造耐久 性調査		
鳳来寺山(国指定名勝天然記念物)を中心とした自然物の展示施設であり、区域的な問題はあがるが周辺環境等の特殊性から、引き続き適正な維持・管理に努める。									

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
6	作手歴史民俗資料館	維持	維持	あり方を検討					
	作手地区の歴史や自然を紹介する施設であり、引き続き適正な維持・管理に努める。利用率・その必要性・地域への貢献度及び施設老朽化の状況を踏まえ、今後のあり方を検討する。								
7	新城城跡資料室	移転	再編 (集約)	再編を検討					
	老朽化が進み耐震性にも問題があるため、機能移転を検討し再編（類似施設への集約）を図る。建物は除却を検討する。								

### 3 保健・福祉・医療施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R41)	指標	H29	H30	R01		
新城保健センター	R C	H12	20年	-	-	-	-	○	○
鳳来保健センター	R C	S62	33年	-	-	-	-	○	○
作手保健センター	W	H 2	30年	-	-	-	-	○	○
新城休日診療所	R C	H12	20年	-	-	-	-	○	○
作手診療所	W	H 2	30年	一日平均外来患者数	33	32	32	○	○
いきいきライフの館	S	H10	22年	稼働率(%)	32	23	21	○	○
老人福祉センター	R C	S49	46年	稼働率(%)	24	24	24	○	×
中央高齢者生きがいセンター	W	S62	33年	-	-	-	-	○	-
東部高齢者生きがいセンター	S	H 5	27年	利用者数(人/年)	2,157	1,867	1,205	○	○
東陽高齢者生きがいセンター	W	S62	33年	-	-	-	-	○	-
山吉田高齢者生きがいセンター	W	S62	33年	-	-	-	-	○	-
鳳来高齢者生きがいセンター	W	S62	33年	-	-	-	-	○	-
作手高齢者生活福祉センター 虹の郷	R C	H11	21年	稼働率(%)	2	1	3	○	○
旧中央老人憩の家	R C	H 3	30年	-	-	-	-	○	-
西部福社会館	S	H15	17年	稼働率(%)	8	10	16	○	○
もくせいの家ほうらい	S	H16	16年	-	-	-	-	○	○
しんしろ福社会館	R C	H10	22年	稼働率(%)	44	47	49	○	○
養護老人ホーム寿楽荘	S	S59	36年	-	-	-	-	○	○
しんしろ助産所	W	H23	9年	-	-	-	-	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民の健康の確保に配慮しつつ、将来的には統廃合・複合化・多機能化などを図ります。また、これまで以上に民間活力の導入が見込まれる施設は、効率的な維持管理・運営を進めます。</li> <li>・老朽化の進んだ施設のうち利用率が低く、将来にわたって改善の見込みがない施設は、規模の縮小や他の施設との複合化等の検討を行い、場合によっては廃止します。継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> <li>・利用者の利便性向上を図るため、運営体制の見直しを検討するとともに、民間のノウハウを活用しながら、サービス水準の向上や、運営の効率化を図ります。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	新城保健センター	維持	長寿命化		屋根・外壁修繕、 トイレ改修		電気設備 更新	空調更新、 LED更新	
				点検			点検		
健康及び福祉の増進を図るための拠点施設であり、今後は定期的な長寿命化改修を実施する。									
2	鳳来保健センター	移転	再編 (複合化・転用)		転用				
鳳来総合支所周辺総合開発計画に基づき、複数の機能を併せ持つ複合施設として再編(転用)を図った。									
3	作手保健センター	移転	再編 (転用)	屋根修繕	再編検討				
							屋根・外壁工事		
老朽化が進み利用も限られているため、機能移転・活用方法を検討する。 必要であれば、屋根・外壁工事は作手診療所のスケジュールに合わせて実施する。									
4	新城休日診療所	維持	長寿命化		屋根・外壁修繕				空調更新
				点検			点検		
新城保健センターと一体的施設で、建物状態も良好であり、今後は定期的な改修を行い長寿命化を図る。									
5	作手診療所	維持	長寿命化			空調設備工事	屋根・外壁改修	避難誘導灯 LED工事	
作手地区唯一の医療機関であり、地域医療の要の施設であるため、今後は定期的な改修を行い長寿命化を図る。									

No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
6	いきいきライフの館	維持	長寿命化	照明・空調更新	照明・空調更新、非常用照明更新				
高齢者活動の拠点施設であるため、今後は定期的な改修を行い長寿命化を図る。									
7	老人福祉センター	移転	廃止				機能移転	除却	
				点検					
老朽化が進み耐震性にも問題があるため、機能移転し建物は除却することを検討する。									
8	中央高齢者生きがいセンター	維持	維持	改修					
高齢者の社会活動推進の場として引き続き機能を維持する。鳳来保健センターと併せて改修を実施する。									
9	東部高齢者生きがいセンター	維持	維持		空調機交換、浄化槽修繕				
高齢者の社会活動推進の場として引き続き機能を維持する。									
10	東陽高齢者生きがいセンター	維持	維持	浄化槽・エアコン・排煙装置修繕	事後保全				
高齢者の社会活動推進の場として引き続き機能を維持する。法定耐用年数を迎えつつあるので、日常点検に努め、事後保全対応とする。									
11	山吉田高齢者生きがいセンター	維持	維持	事後保全					
					浄化槽修繕				
高齢者の社会活動推進の場として引き続き機能を維持する。法定耐用年数を迎えつつあるので、日常点検に努め、事後保全対応とする。									
12	鳳来高齢者生きがいセンター	維持	維持	事後保全					
高齢者の社会活動推進の場として引き続き機能を維持する。法定耐用年数を迎えつつあるので、日常点検に努め、事後保全対応とする。									

No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
13	作手高齢者生活福祉センター虹の郷	維持	長寿命化	空調更新	空調更新、非常用照明更新		空調更新	空調更新、屋根防水	
介護や福祉における高齢者施策の拠点施設であり、今後は定期的な改修を行い長寿命化を図る。									
14	旧中央老人憩の家	廃止	廃止	検討	除却				
令和4年度に建物を除却した。今後、跡地利用について検討する。									
15	西部福社会館	維持	長寿命化				電気設備更新 空調設備更新		
				点検			点検		
障害福祉の拠点施設として引き続き機能を維持し、長寿命化のため定期的な改修を行う。									
16	もくせいの家ほうらい	維持	長寿命化						屋根・外壁修繕
障害者の就労支援事業を実施しており、施設の状態も概ね良好なため、適切な維持・管理に努め長寿命化を図る。									
17	しんしろ福社会館	維持	長寿命化			空調設備更新		防水・防災設備修繕	
				点検			点検		
地域福祉推進のための拠点施設として引き続き機能を維持し、長寿命化のため定期的な改修を行う。									
18	養護老人ホーム寿楽荘	維持	長寿命化				空調更新		
あり方検討を経て大規模改修を実施し長寿命化を図った。今後も適切な維持・管理に努める。									
19	しんしろ助産所	維持	維持						
出産・育児サポート施設として引き続き機能を維持する。									

#### 4 児童福祉施設（こども園を含む）

施設名称	構造	建築年		利用状況			災害危険性	耐震性	
		年度	経過年数 (R4.1)	指標	H29	H30			R01
新城こども園(*)	R C	H 7	25年	利用率(%)	24	75	75	○	○
城北こども園	S	H28	4年	利用率(%)	86	91	93	○	○
千郷東こども園	S	H14	18年	利用率(%)	101	92	91	○	○
千郷中こども園	S	S48	47年	利用率(%)	97	91	100	○	×
千郷西こども園	S	S62	33年	利用率(%)	83	79	79	○	○
東郷東こども園	S	S51	44年	利用率(%)	73	85	68	○	×
東郷中こども園	S	S60	35年	利用率(%)	64	59	55	○	○
東郷西こども園	S	S59	36年	利用率(%)	98	95	85	○	○
舟着こども園	S	S61	34年	利用率(%)	100	91	78	○	○
八名こども園	S	H14	18年	利用率(%)	87	95	91	○	○
長篠こども園	W	H21	11年	利用率(%)	98	109	99	○	○
鳳来こども園	W	S48	47年	利用率(%)	85	70	65	○	○
山吉田こども園	W	S63	32年	利用率(%)	87	64	56	○	○
大野こども園	W	H10	22年	利用率(%)	78	69	64	○	○
作手こども園	W	H18	14年	利用率(%)	57	52	52	○	○
おおぞら園	W	H 5	27年	-	-	-	-	○	○
旧中央こども園	S	S51	44年	-	-	-	-	○	×
旧吉川こども園	S	H 7	25年	-	-	-	-	○	○
東郷西児童クラブ	W	H27	5年	-	-	-	-	○	○
鳥原児童館	S	H 7	25年	利用者数(人/年)	4,729	5,398	5,513	○	○
児童館たんぽぽ	W	H15	17年	利用者数(人/年)	16,764	16,434	15,188	○	○
千郷児童クラブ	W	H29	3年	-	-	-	-	○	○
舟着児童クラブ	W	H29	3年	-	-	-	-	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

利用率＝児童数／定員

\*新城こども園は平成30年度から乳幼児保育を開始したため、平成29年度までの利用率と差異があります。

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て世代には必要不可欠なサービスであり、少子化の傾向はありつつも共働き家庭の割合が増加する傾向があるため、延長保育等の新しい需要に対応しながら、適切な質と量の保有サービスを提供していきます。</li> <li>将来的には、園児数の動向を慎重に勘案しながら、適正規模・適正配置の検討を行います。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	新城こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
2	城北こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
3	千郷東こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
4	千郷中こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
5	千郷西こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
6	東郷東こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								
7	東郷中こども園								
	令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。								

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
8	東郷西こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
9	舟着こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
10	八名こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
11	長篠こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
12	鳳来こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
13	山吉田こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
14	大野こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									
15	作手こども園								
令和3年度に策定したこども園整備指針に基づき、新城市こども園再編・整備計画を策定し方向性を決定していく。									

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
16	おおぞら園	維持	維持						
				児童発達支援施設として引き続き機能を維持する。					
17	旧中央こども園	廃止	廃止						
				耐震性に問題があり機能は廃止しており、建物は除却について検討する。					
18	旧吉川こども園	廃止	廃止						
				統廃合により機能は廃止しており、建物は除却について検討する。					
19	東郷西児童クラブ	維持	維持						
				放課後児童対策施設として引き続き機能を維持する。					
20	鳥原児童館	維持	維持				屋根・ 外壁修繕		空調更新
				児童の健康を増進し情操を豊かにするための施設として引き続き機能を維持する。					
21	児童館たんぼぼ	維持	維持					屋根・ 外壁修繕	
				児童の健康を増進し情操を豊かにするための施設として引き続き機能を維持する。					
22	千郷児童クラブ	維持	維持						
				放課後児童対策施設として引き続き機能を維持する。					
23	舟着児童クラブ	維持	維持						
				放課後児童対策施設として引き続き機能を維持する。					

## 5 商工観光施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R41)	指標	H29	H30	R01		
勤労青少年ホーム	R C	S52	43年	利用者数(人/年)	26,252	13,980	11,054	○	○
鳳来寺山歴史文化考証館	S	H 7	25年	利用者数(人/年)	6,433	5,688	6,508	○	○
サイクリングターミナル	R C	S56	39年	-	-	-	-	○	○
つくで手作り村	W	H13	19年	利用者数(人/年)	142,377	132,585	132,197	○	○
桜淵いこいの広場	W	H 6	26年	利用者数(人/年)	21,529	38,204	29,719	○	○
学童農園 山びこの丘	S	S54	41年	利用者数(人/年)	48,636	44,814	42,736	○	○
湯谷園地	W	H15	18年	利用者数(人/年)	17,888	12,814	10,279	○	○
もっくる新城	W	H26	6年	利用者数(人/年)	1,240,870	1,188,330	1,145,320	○	○
鳳来ゆ～ゆ～ありいな	R C・ W	H 3	29年	利用者数(人/年)	158,333	156,410	147,070	○	○
自然休養村 三石	S	S55	40年	利用者数(人/年)	117,033	107,892	109,479	○	×
名号温泉施設	S	H12	20年	利用者数(人/年)	54,009	52,453	52,102	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者ニーズを踏まえた運営の改善を検討し、利用が極端に少ない施設、民間と競合する施設、民間が運営することによりサービスが向上する施設は、民営化、売却等を視野に入れたあり方を検討します。</li> <li>・老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> <li>・桜淵公園については、平成 27 年度に策定した再整備計画により、より魅力ある公園とするため、園内施設の再配置及び改修を進めます。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	勤労青少年ホーム	維持	維持						
	点検								
勤労青少年の健全な育成を図る施設として引き続き機能を維持する。第 2 期計画に向けて利用状況などを検証し、施設のあり方を検討する。									
2	鳳来寺山歴史文化考証館	維持	維持						
	鳳来寺山の歴史と文化を紹介する施設として引き続き機能を維持する。利用の動向を見極めた上で、今後のあり方を検討する必要がある。								
3	サイクリングターミナル	廃止	廃止	有効活用・処分を検討					除却
	施設について、所管課として撤去の意向はあるが、地元協議はしていない。施設撤去後の運用と共に意思決定が済んでいない状況である。								
4	つくで手作り村	維持	維持	事後保全					
	作手地区の道の駅として引き続き機能を維持する。								
5	桜淵いこいの広場 (木かげプラザ)	維持	維持						
	市の主要観光地及び市民のいこいの場所として引き続き機能を維持する。整備計画に基づいた施設整備を行う。								
6	学童農園 山びこの丘	維持	維持	リフト 改修等					
	点検								
自然及び農業に親しみながら人材育成の場として引き続き機能を維持する。老朽化が進んだ箇所は計画的に改修し、適切な維持・管理に努める。第 2 期計画に向けて施設のあり方を検討する。									

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
7	湯谷園地	維持	維持						
	市民及び観光客の休憩施設として引き続き機能を維持する。								
8	もっくる新城	維持	維持						
	新城地区の道の駅として引き続き機能を維持する。								
9	鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな	維持	維持		方針決定				改修・撤去
	現状維持を目的とした大規模改修について概算費用の算出を終えているが、手法については改めて市としての意思決定を要する。指定管理は令和6年度に契約満了となるため、大規模改修などはその後に着工したい意向である。								
10	自然休養村 三石	維持	維持						
	鳳来地区の道の駅として引き続き機能を維持する。耐震性を確認し、必要な処置を講じる。								
11	名号温泉施設	廃止	廃止			譲渡			
	民間事業者へ名号温泉施設を譲渡する。								

## 6 公民館・集会所等

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R4.1)	指標	H29	H30	R01		
西部公民館（ちさと館）	R C	H 5	27 年	利用者数(人/年)	27,535	26,258	25,637	○	○
鳳来中央集会所	S	H 8	24 年	利用者数(人/年)	16,007	15,965	16,039	○	○
海老構造改善センター	S	H 6	26 年	利用者数(人/年)	4,074	3,628	2,929	○	○
玖老勢コミュニティプラザ	S	H 1	31 年	利用者数(人/年)	3,237	3,386	3,380	○	○
七郷一色コミュニティプラザ	S	H 9	23 年	-	-	-	-	×	○
連谷会館	R C	S54	41 年	-	-	-	-	○	×
開発センター	R C	S49	46 年	利用者数(人/年)	15,138	11,668	10,641	○	×
作手農村集落多目的共同利用施設	R C	H 5	27 年	利用者数(人/年)	1,234	1,288	848	○	○
作手担い手センター	S	S55	40 年	利用者数(人/年)	486	601	653	×	×
作手農村環境改善センター	R C	S59	36 年	利用者数(人/年)	2,676	2,009	1,507	△	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区の集会施設など地区団体が実質的に管理運営している施設についてはその実態に合わせて区の所有に切り替え、施設の譲渡を進めます。</li> <li>・利用率の低下が著しい施設で、将来にわたって改善の見込みがない施設は、規模を縮小した上で、他の施設との複合化を実施するとともに、場合によっては統廃合を検討します。</li> <li>・新規整備・施設更新は、将来の施設機能等を検討し、十分な施設需要があるものについて実施します。その際は学校施設など他の公共施設との複合化を検討します。</li> <li>・老朽化の進んだ施設のうち、継続使用が必要なものは計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	西部公民館(ちさと館)	維持	維持		空調改修		空調改修		
	点検					点検			
社会教育及び生涯学習の拠点施設として引き続き機能を維持する。									
2	鳳来中央集会所	維持	維持		空調改修		水銀灯取替修繕		
市民活動の拠点施設として引き続き機能を維持する。									
3	海老構造改善センター	維持	維持						
市民活動の拠点施設として引き続き機能を維持する。									
4	玖老勢コミュニティプラザ	維持	維持					空調改修	水銀灯取替修繕
市民活動の拠点施設として引き続き機能を維持する。									
5	七郷一色コミュニティプラザ	維持	維持	事後保全					
	点検					点検			
立地条件に問題はあるが、市民活動の拠点施設として位置づけられていることから、引き続き機能を維持する。									
6	連谷会館	移転	再編(集約)						除却
老朽化が進み耐震性にも問題があるため、機能移転を検討し別建物を転用して使用するなどの再編を図る。現建物は除却する。									

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
7	開発センター	移転	再編 (集約)		解体設計	解体設計 及び工事	工事完了 ・除却		
				点検					
鳳来総合支所周辺総合開発計画に基づき、機能移転し鳳来総合支所と再編（機能集約）する。建物については令和4年度に開催した鳳来総合支所周辺総合開発計画策定委員会からの中間答申を受け、除却の方針となった。									
8	作手農村集落多目的 共同利用施設	維持	維持	事後保全					
地域の拠点施設として引き続き機能を維持する。									
9	作手担い手センター	移転	廃止	調整				除却	
老朽化が進み立地条件や耐震性にも問題があり利用も限定的であるため、必要な機能は移転し建物は除却する。									
10	作手農村環境改善センター	維持	維持	事後保全					
地域の拠点施設として引き続き機能を維持する。									

## 7 住宅施設

施設名称	構造	建築年		利用状況			災害危険性	耐震性	
		年度	経過年数 (R41)	指標	H29	H30			R01
上市場西住宅	P C	S55	40年	入居率(%)	94	94	86	○	○
上市場東住宅	P C	S56	38年	入居率(%)	92	89	86	○	○
東原住宅	R C	S63	31年	入居率(%)	96	97	86	○	○
長篠住宅	R C	H 1	31年	入居率(%)	92	96	79	○	○
大野住宅	R C	H 3	29年	入居率(%)	83	83	78	○	○
芳ヶ入住宅	R C	H26	6年	入居率(%)	96	96	96	○	○
川合住宅	W	S58	37年	入居率(%)	90	100	100	○	○
明和住宅	W	S63	32年	入居率(%)	40	100	100	○	○
和田住宅	W	H16	16年	入居率(%)	100	100	67	×	○
開成住宅	W	H19	13年	入居率(%)	100	100	80	○	○
城山ハイツ	S	H 8	24年	入居率(%)	60	40	20	○	○
草谷ハイツ	R C	H 6	26年	入居率(%)	50	75	100	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則として新たな団地の整備は行わないこととし、当面は現状を維持していきませんが、将来的には世帯数の動向を踏まえつつ戸数の調整を図ります。</li> <li>・施設及び各種設備の劣化状況や利用頻度等も勘案し、改修計画に基づいて適時適切な施設改修・設備更新を実施します。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	上市場西住宅	維持	長寿命化	給水設備 改修	高架水槽取替・ 給水ポンプ取替	給水設備 改修	給水設備 改修	給水設備 改修	給水設備 改修
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								
2	上市場東住宅	維持	長寿命化	給水設備 改修		高架水槽取替・ 給水設備改修	給水設備 改修	給水設備 改修	給水設備 改修
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								
3	東原住宅	維持	長寿命化						給水ポンプ 取替
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								
4	長篠住宅	維持	長寿命化				給水ポンプ取替 ・給水管改修		
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								
5	大野住宅	維持	長寿命化					給水ポンプ 取替	
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								
6	芳ヶ入住宅	維持	長寿命化						
	市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。								

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
7	川合住宅	廃止	廃止			譲渡、払下げ、除却			払下げ、除却
令和7年度までに市営住宅を廃止し、譲渡・払下げ・除却を進める。									
8	明和住宅	廃止	廃止			譲渡、払下げ、除却			払下げ、除却
令和7年度までに市営住宅を廃止し、譲渡・払下げ・除却を進める。									
9	和田住宅	維持	長寿命化				外壁塗装		
市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。									
10	開成住宅	維持	長寿命化						
市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。									
11	城山ハイツ	維持	長寿命化	外壁塗装等	外壁塗装等				
特定公共賃貸住宅として中堅所得者等に賃貸するため、維持保全を図る。 市営住宅は住宅に困窮する世帯のセーフティネットとして適正な整備、維持保全を図る。居住性の改善、安全性の確保を図りつつ、耐久性の向上を目的とした長寿命化改修に取り組む。									
12	草谷ハイツ	維持	長寿命化			外壁塗装等			
市内への定住を促進し、地域の活性化を図るための定住促進住宅として、維持保全を図る。									

## 8 消防防災施設

施設名称	構造	建築年		災害 危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R.41)		
消防防災センター	R C	H19	13年	○	○
消防署鳳来出張所	R C	H 7	25年	○	○
消防署作手出張所	S R C	H 7	25年	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャスト  
コンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		・消防庁舎は、災害時の拠点となる施設として必要不可欠であることから、計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していきます。							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	消防防災センター	維持	長寿命化		非常照明改修 工事、浄化槽動力制御整備 工事、外構改修工事			基本設計	実施設計
予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図り、効率的な施設利用を推進することで、消防施設全体(各種設備含む)、外構(擁壁含む)、敷地内付帯設備等の計画的な修繕・改修・整備を進める。									
2	消防署鳳来出張所	維持	長寿命化		改修基本計画策定、仮眠室空調設備改修工事		実施設計	改修	
予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図り、効率的な施設利用を推進することで、消防施設全体(各種設備含む)、外構(擁壁含む)、敷地内付帯設備等の計画的な修繕・改修・整備を進める。									
3	消防署作手出張所	維持	長寿命化		改修基本計画策定			実施設計	改修
予防保全型の維持管理により施設の長寿命化を図り、効率的な施設利用を推進することで、消防施設全体(各種設備含む)、外構(擁壁含む)、敷地内付帯設備等の計画的な修繕・改修・整備を進める。									

## 9 学校教育施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R4.1)	指標	H29	H30	R01		
新城小学校	R C	S56	39年	生徒数(人)	347	343	313	○	○
千郷小学校	R C	H 2	30年	生徒数(人)	611	590	544	○	○
東郷西小学校	R C	S38	57年	生徒数(人)	291	287	270	○	○
東郷東小学校	R C	S63	32年	生徒数(人)	190	184	162	△	○
舟着小学校	R C	S56	39年	生徒数(人)	68	71	66	○	○
八名小学校	R C	H 9	23年	生徒数(人)	231	218	216	○	○
庭野小学校	R C	S62	34年	生徒数(人)	29	35	32	○	○
鳳来中部小学校	R C	S53	42年	生徒数(人)	152	141	141	○	○
鳳来寺小学校	R C	S54	41年	生徒数(人)	66	64	66	○	○
黄柳川小学校	W	H24	8年	生徒数(人)	65	57	56	○	○
東陽小学校	R C	S50	45年	生徒数(人)	107	104	104	△	○
鳳来東小学校	R C	S30	65年	生徒数(人)	19	21	21	○	○
作手小学校	W	H28	4年	生徒数(人)	79	78	73	○	○
新城中学校	R C	S60	35年	生徒数(人)	232	226	213	○	○
千郷中学校	R C	S58	37年	生徒数(人)	327	326	302	○	○
東郷中学校	R C	S55	40年	生徒数(人)	255	237	230	△	○
八名中学校	R C	S62	33年	生徒数(人)	125	123	117	○	○
鳳来中学校	R C	S43	52年	生徒数(人)	214	215	191	△	○
作手中学校	R C	S39	56年	生徒数(人)	50	44	44	○	○
旧作手小学校南校舎(巴小)	R C	S56	39年	-	-	-	-	×	○
旧作手小学校北校舎(開成小)	R C	S57	38年	-	-	-	-	○	○
旧協和小学校	R C	S36	60年	-	-	-	-	○	×
旧連谷小学校	R C	S56	39年	-	-	-	-	○	○
旧海老小学校	R C	S53	42年	-	-	-	-	○	○
旧鳳来西小学校	R C	S50	45年	-	-	-	-	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設は、長寿命化計画を策定し、ライフサイクルコストの縮減及び平準化に努めていきます。</li> <li>・非木造及び木造の建物やプール施設等の目標耐用年数での更新計画と合わせ、大規模改修周期での防水、外壁、内装等の改修や、適切な維持管理を実施します。</li> <li>・施設整備に当たっては、児童・生徒数の減少といった将来的な利用状況の変化を考慮して、クラス数など適切な規模を検討したうえで進めます。</li> <li>・給食センターを建設し、市内各学校への給食の配送を開始します。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	新城小学校	維持	長寿命化			教室棟トイレ洋式化、体育館照明LED化		給食受入室整備(増築)、現給食室解体	
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
2	千郷小学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	教室棟トイレ洋式化、給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
3	東郷西小学校	維持	長寿命化	教室棟屋上防水工事		教室棟トイレ洋式化、体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和9年度体育館トイレ洋式化。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
4	東郷東小学校	維持	長寿命化		教室棟トイレ洋式化	体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和10年度体育館トイレ洋式化。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									

No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
5	舟着小学校	維持	長寿命化		教室棟トイレ洋式化	体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和9年度体育館トイレ洋式化。 令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
6	八名小学校	維持	長寿命化		教室棟トイレ洋式化	体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。 令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
7	庭野小学校	維持	長寿命化		教室棟トイレ洋式化	体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和10年度体育館トイレ洋式化。 令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
8	鳳来中部小学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	教室棟トイレ洋式化、給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和9年度体育館トイレ洋式化。 令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
9	鳳来寺小学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和10年度体育館トイレ洋式化。 令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									

No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
10	黄柳川小学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
11	東陽小学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	教室棟トイレ洋式化、給食受入室整備(改修)		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和9年度体育館トイレ洋式化。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
12	鳳来東小学校	維持	長寿命化	教室棟屋上 防水工事		体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	教室棟トイレ洋式化		
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。令和10年度体育館トイレ洋式化。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
13	作手小学校	維持	長寿命化						
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p>									
14	新城中学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(増築)、現給食室解体	現給食室解体	教室棟トイレ洋式化
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
15	千郷中学校	維持	長寿命化			体育館照明LED化、給食受入室整備(改修)	給食受入室整備(改修)	教室棟トイレ洋式化	
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									

No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
16	東郷中学校	維持	長寿命化			給食受入室 整備(改修)	給食受入室 整備(改修)		教室棟トイ レ洋式化
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
17	八名中学校	維持	長寿命化			体育館照明LED 化、給食受入室 整備(改修)	給食受入室 整備(改修)		教室棟トイ レ洋式化
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
18	鳳来中学校	維持	長寿命化			体育館照明LED 化、給食受入室 整備(改修)	現給食室 解体	教室棟トイ レ洋式化	
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p> <p>令和6年9月より共同調理場が稼働するため、運ばれる給食を受け入れる施設を整備。</p>									
19	作手中学校	維持	長寿命化					教室棟トイ レ洋式化	
<p>教育活動を実施するため、適正な維持・管理に努める。</p>									
20	旧作手小学校南校舎 (旧巴小学校)	廃止	廃止		残置物処分	残置物処分			
<p>体育館を廃校体育施設として活用している。校舎については、現在は使用しないため、除却を含め建物の利活用を検討する。</p>									
21	旧作手小学校北校舎 (旧開成小学校)	廃止	廃止		残置物処分	残置物処分			
<p>体育館を廃校体育施設として活用している。校舎については、現在は使用しないため、除却を含め建物の利活用を検討する。</p>									
22	旧協和小学校	廃止	廃止						
<p>廃校校舎、体育館ともに現在は使用しておらず、耐震性がない建物も含まれるため、除却を検討する。</p>									

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
23	旧連谷小学校	廃止	廃止		残置物処分	残置物処分			
体育館を廃校体育施設として活用している。連谷会館、旧連谷保育園の建物及び敷地について一体的に再編を検討する。									
24	旧海老小学校	廃止	廃止		残置物処分	残置物処分			
体育館を廃校体育施設として活用している。校舎については、現在は使用しないため、除却を含め建物の利活用を検討する。									
25	旧鳳来西小学校	廃止	廃止		残置物処分	残置物処分			
体育館を廃校体育施設として活用している。校舎については、現在は使用しないため、除却を含め建物の利活用を検討する。									

## 10 生涯学習施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R41)	指標	H29	H30	R01		
青年の家	R C	S48	47年	利用者数(人/年)	38,549	27,535	30,109	○	×
鳳来寺共育施設	W	H27	5年	利用者数(人/年)	5,021	5,075	5,790	○	○
つくで交流館	R C・ W・S	H28	4年	利用者数(人/年)	28,600	26,700	21,631	○	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<p>・稼働率が低いことから、施設のあり方（必要な機能、規模及び配置など）について、廃止を含めた見直しを進めます。この中で、他の市町村と類似した施設との集約化や他の公共施設との複合化、施設規模の縮減による再生など幅広い手法の検討を行います。</p>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検（建築基準法 12 条点検）)					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
1	青年の家	移転	廃止	機能移転を検討			設計	除却	
	<p>老朽化が進行しているため、機能移転を検討する。</p>								
2	鳳来寺共育施設	維持	維持						
	<p>平成 28 年に新設。築浅であり、建物の健全性を維持するための日常点検に努める。</p>								
3	つくで交流館	維持	長寿命化						
	<p>平成 29 年に新設。築浅であり、建物の健全性を維持するための日常点検に努める。作手地域の拠点施設であり他施設の行政サービスの受け入れ先として機能拡充を図る。</p>								

## 1 1 体育施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R41)	指標	H29	H30	R01		
新城武道場	S	S50	45年	利用者数(人/年)	4,037	4,659	6,036	○	×
長篠地区多目的広場	R C	H15	17年	利用者数(人/年)	11,544	15,059	21,180	○	○
山吉田トレーニングセンター	R C	S60	35年	利用者数(人/年)	3,610	2,674	2,514	○	○
作手B&G海洋センター	S	S58	38年	利用者数(人/年)	10,597	6,255	14,564	○	○
作手B&G海洋センター艇庫	S	S58	38年	-	880	892	792	○	-
鳳来卓球場	S	S62	33年	利用者数(人/年)	409	734	803	○	○
作手武道場	S	S50	45年	利用者数(人/年)	4,584	4,943	3,011	○	×
レストハウス	R C	S53	42年	-	-	-	-	○	×

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校施設の体育館やプール等との共用化を検討します。また、民間事業者等で実施可能なものは、積極的に民営化します。特に、利用率の低下が著しく、将来にわたり改善の見込みがない施設や機能は、廃止を含めた検討を行います。施設の再編にあわせて借地の解消を図ります。</li> <li>・利用の形態や頻度を勘案し、改修等の優先順位付けを行い、中長期的な改修計画を策定するとともに、利用者の安全性と利便等を考慮した適切な施設改修・設備更新を実施します。</li> <li>・老朽化の進んでいる施設のうち継続使用が必要なものは、計画的な改修を行い、建物の長寿命化に取り組みます。</li> <li>・市民スポーツ振興の拠点施設として市民体育館のあり方について広く市民の声を聴き検討をします。</li> <li>・レストハウスは、桜洲公園再整備基本計画に基づき、施設の再編を検討します。</li> </ul>																										
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))																								
				R3	R4	R5	R6	R7	R8																			
1	新城武道場	移転	廃止	機能移転を検討			除却																					
	老朽化が進み、耐震性に課題があるため、機能移転を検討する。																											
2	長篠地区多目的広場	維持	維持	事後保全																								
	地域住民の健康増進のための施設として機能を維持する。																											
3	山吉田トレーニングセンター	維持	維持	事後保全																								
	地域住民の健康増進のための施設として機能を維持する。																											
4	鬼久保ふれあい広場 (作手B&G海洋センター)	維持	維持		プール実 施設計	プール 改修	体育館実 施設計	体育館 改修																				
	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:10%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>点検</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>点検</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 体育の普及及び振興のため機能を維持する。																				点検						点検	
	点検						点検																					
5	作手B&G海洋センター艇庫	維持	維持				実施設計	屋根・外 壁工事																				
	体育の普及及び振興のため機能を維持する。																											

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
6	鳳来卓球場	維持	維持	事後保全					
学校の体育施設としての利用が多いため、機能を維持する。									
7	作手武道場	移転	再編	検討					
老朽化・耐震性を考慮し、類似施設への集約など再編を検討する。									
8	レストハウス	廃止	廃止	跡地利用を検討				除却	
休止中であり耐震性も問題があるため、除却する。									

## 1 2 その他施設

施設名称	構造	建築年		利用状況				災害危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R4.1)	指標	H29	H30	R01		
新城まちなみ情報センター	R C	H16	16年	利用者数(人/年)	32,316	31,599	34,992	○	○
まちづくり推進室	S	H11	21年	利用者数(人/年)	850	580	780	○	○
穂の香看護専門学校	S	H10	22年	利用者数(人/年)	3,207	3,220	1,686	○	○
旧連谷保育園	S	S59	36年	-	-	-	-	○	○
鳳来地域間交流施設	R C	S58	37年	利用者数(人/年)	225	185	465	×	○
旧黄柳野保育園	W	S42	53年	-	-	-	-	○	×
リフレッシュセンター	W	S63	32年	利用者数(人/年)	2,566	1,854	1,690	○	○
木工館	W	H 5	27年	-	-	-	-	○	○
旧黄柳野小学校	R C	H 1	31年	稼働率(%)	12	11	-	○	○
旧菅守小学校	R C	S63	33年	-	-	-	-	△	○

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画的な修繕・改修を進め適切に維持管理していきます。</li> <li>・利用目的が達成された施設は、速やかに処分や別用途への転換を検討します。</li> <li>・利用の低下が著しく、将来にわたり改善の見込みがない施設や機能は、廃止を含めた検討を行います。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R3
1	新城まちなみ情報センター	維持	維持	外壁調査	外壁修繕		空調更新		
	地域における情報化及び市民の交流の活性化推進のため機能維持及び建物の適切な維持管理に努める。								
2	まちづくり推進室	廃止	廃止						
	建物としての用途はないため、処分を検討する。								
3	穂の香看護専門学校	維持	維持	空調設備工事、 電気工事					
	平成26年度から看護専門学校として使用中であり、機能の維持に努める。								
4	旧連谷保育園	廃止	廃止						
	連谷会館、旧連谷小学校(校舎)と建物及び敷地について一体的に再編を検討する。								
5	鳳来地域間交流施設	廃止	廃止						除却
	土砂災害特別警戒区域に該当することから廃止も視野に入れ、地元との利活用に関する意見交換を進める。								
6	旧黄柳野保育園	移転	再編 (集約)						
	地元は無償貸与中だが老朽化が進んでいる状況である。地元の意に反して即時解体を行なうものではないが公費を投じての施設の存続は行なわない。								
7	リフレッシュセンター	維持	維持						
	適切な維持管理に努める。								

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R3
8	木工館	廃止	廃止						
	施設を使用していないため用途を廃止し、処分を検討する。								
9	旧黄柳野小学校	廃止	廃止	事後保全					
	令和2年度から東三河ドローン・リバー構想推進協議会と賃貸借契約を締結し、協議会の実証実験場として活用しているため、当面の間施設を維持し、賃貸借契約終了後は除却を含め建物の利活用を検討する。								
10	旧菅守小学校	維持	維持						
	書庫・倉庫及び飲食施設として使用中。								

### 1 3 環境衛生施設

施設名称	構造	建築年		災害 危険性	耐震性
		年度	経過年数 (R3.4.1)		
清掃センター	R C	S48	47年	○	-
クリーンセンター	R C	H11	21年	○	-
資源集積センター（資源受入場所）	S	H19	13年	○	-
資源集積センター（粗大ごみ受入場所）	S	H30	2年	○	-
有海一般廃棄物管理型埋立処分場	S	H 1	31年	○	-
鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場	S	H 6	26年	○	-
七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場	S	H 7	25年	○	-
作手菅沼一般廃棄物管理型埋立処分場	S	H12	20年	○	-
しんしろ斎苑	R C	H 7	25年	○	-
し尿等下水道投入施設	R C	R 1	1年	○	-

建築年・・・複数の建物から構成される施設については、その施設の代表的な建物を表示しています。

「W」：木造、「S」：鉄骨造、「RC」：鉄筋コンクリート造、「SRC」：鉄骨鉄筋コンクリート造、「PC」：プレキャストコンクリート造、「CB」：コンクリートブロック造

「災害危険性」「耐震性」

○・・・安全な状態

△・・・一部危険区域・基準等に該当

×・・・安全性が担保されていない状態または不明利用率＝児童数／定員

総合管理計画の基本方針		<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却施設は、多様な設備・機器の集合体であるため、限られた予算で施設全体の状況を正確に把握し、劣化予測、故障対策を適切に行い、機能診断調査を計画的に実施していく必要があります。</li> <li>・施設の延命化・修繕・更新を効率的に行うため、各施設について整備スケジュールを作成済みです。スケジュールに基づき、計画的な修繕及び改修を実施します。</li> </ul>							
No.	施設名称	機能の方向性	施設の方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検(建築基準法12条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R3
1	清掃センター	廃止	廃止	除却					
	令和3年6月に清掃センターを解体し簡易舗装を行った。今後跡地利用を検討していく。								
2	クリーンセンター	維持	長寿命化	改修	改修	改修	改修	改修	改修
	日常の適正な運転管理と定期点検整備、適時の長寿命化対策を実施する。								
3	資源集積センター(資源受入場所)	維持	長寿命化						
	日常の適正な運転管理と定期点検整備、適時の長寿命化対策を実施する。								
4	資源集積センター(粗大ゴミ受入場所)	維持	長寿命化						
	日常の適正な運転管理と定期点検整備、適時の長寿命化対策を実施する。								
5	有海一般廃棄物管理型埋立処分場	廃止	廃止	点検					
	有海埋立処分場は可燃性一般廃棄物の焼却残渣を平成30年度まで最終処分していた。浸出液処理施設については水質が安定するまで維持管理を継続する。								
6	鳥原一般廃棄物管理型埋立処分場	維持	長寿命化	点検					
	不燃ごみの処理施設として、定期点検及び長寿命化対策を実施する。埋立施設については、埋立状況に応じて遮水シート等の改修工事を計画的に実施し、浸出液処理施設については、埋立完了後、水質が安定するまで維持管理を継続する。								
7	七郷一色一般廃棄物管理型埋立処分場	維持	長寿命化	改修				改修	
	不燃ごみの処理施設として、定期点検及び長寿命化対策を実施する。埋立施設については、埋立状況に応じて遮水シート等の改修工事を計画的に実施し、浸出液処理施設については、埋立完了後、水質が安定するまで維持管理を継続する。								

No.	施設名称	機能の 方向性	施設の 方向性	スケジュール (上段工程表・下段施設点検 (建築基準法 12 条点検))					
				R3	R4	R5	R6	R7	R8
8	作手菅沼一般廃棄物 管理型埋立処分場	廃止	廃止						
				不燃性一般廃棄物を平成 27 年まで最終処分していた。浸出液が安定したため令和 2 年 8 月 31 日廃止。					
9	しんしろ斎苑	維持	長寿命化	改修	改修	改修	改修	改修	改修
				日常の適正な運転管理と定期点検整備、適時の長寿命化対策を実施する。					
10	し尿等下水道投入施設	維持	長寿命化	点検					
				日常の適正な運転管理と定期点検整備、適時の長寿命化対策を実施する。					

## 1.4 集計

- 長寿命化 54施設
- 廃止・再編 37施設 (36,640.17㎡)

総合管理計画策定時点(平成29年3月)の延床面積の保有総量は303,200.44㎡で、その後に整備された施設や廃止・譲渡された施設、また本計画対象外施設の廃止予定施設等を集計した削減予定面積は27,058.83㎡となり、保有総量に対する削減率は8.92%となります。

第1期計画時の削減目標を10%程度としたところではありますが、市民ワークショップで熟考していただいた公共施設配置基準を尊重した結果の削減率となります。

第1期計画中にあり方を検討する施設や消防詰所・器具庫のように地元への譲渡を進めていく施設、こども園の建替え整備、再配置等に関する指針を踏まえた対応などを調整しながら、第1期中の削減率10%を目指します。

## 第3章 計画の推進

### 1 計画の進捗管理

- ①毎年度、各施設の整備実績を確認し、本計画の進捗状況を管理します。
- ②利用率や維持管理コストなどの稼働状況や劣化度調査や各種点検結果など、公共施設マネジメントに必要なデータを収集・管理・調整します。
- ③施設管理者をはじめ全職員に対して、日常点検マニュアルや職員研修を通して計画への理解を深めます。

### 2 方向性の確認・見直し

長寿命化（予防保全）や再編（集約化や複合化）を行う施設については、それぞれ修繕（改修）計画を策定し、実際の事業実施に際しては、財政状況との整合性を取りつつ財政負担の平準化を図ります。

今後は、方向性が「維持」や「検討」となっている施設においても、建物の残寿命が短いもの、劣化度調査や点検結果によるもの、社会情勢や市民ニーズの変化によるものなどから、そのあり方において考慮が必要となる施設については、第1期中の随時の見直しや、第2期以降の計画策定時において方向性に反映します。

また、整備方法などの具体的な方向性の検討にあたっては、対象施設に関連する市民・施設利用者・関係団体等との協議を行い、十分な調整と合意形成を図りながら進めます。

資料編 公共施設配置基準の作成に係る市民参画について

○ワークショップの開催

公共施設の配置基準を作成するにあたり、公共施設の役割や機能について多角的に検討を進めるために、地域住民や利用者の皆様の声を幅広く反映させる市民参画モデルを採用しました。地域の中で求められる需要に対し適切な形で供給できているかという点について、地域協議会及び市議会議員を対象とし2回のワークショップを実施し、御意見を伺いました。実施結果について以下のとおり総括し、いただいた御意見やアイデアを参考に、公共施設配置基準を作成しました。

○開催日数及び参加者

第1回ワークショップ			
日時	令和2年1月13日（月・祝） 14時45分から16時20分まで		
会場	新城文化会館 3階 大会議室		
参加者	議員、地域協議会委員 74人		
第2回ワークショップ			
地区	新城地区	鳳来地区	作手地区
日時	令和2年2月6日（木） 19時から21時まで	令和2年2月10日（月） 19時から21時まで	令和2年2月5日（水） 19時から21時まで
会場	市役所4階会議室	開発センター3階会議室	つくで交流館ホール
参加者	18人	31人	25人

○内容

本計画の「6. 公共施設管理適正化の実践（3）公共施設管理適正化の実践と方向性の決定」について意見聴取を行いました。

<p><b>第1回ワークショップ</b></p> <p>①公共施設利用状況の確認 よく利用する公共施設について、利用方法や利用頻度を確認する。</p> <p>②残す施設、廃止する施設の考え方の確認 災害危険性、老朽度、耐震性を示した上で、残す施設、廃止する施設を検討するための基準や考え方を確認する。</p> <p>③統廃合等の可能性の確認 主要公共施設を対象に統廃合等を検討できる施設を市民目線から検討する。とりまとめは、機能ごとに整理する。</p>	<p><b>第2回ワークショップ</b></p> <p>①廃止施設の確認 第1回ワークショップの結果と事務局案（用途廃止、再編）を踏まえ、統廃合等の検討対象施設と評価基準について意見を整理する。</p> <p>②機能移転や施設統廃合の「再編案」の検討 統廃合等の検討対象施設の残す機能と移転先を地域別または市全体に視野を広げ検討。</p> <p>③再編案に対する課題の対応 移転先での機能の再編や統合において想定される問題点や課題を整理する。</p>
--	---

第1回ワークショップでは、市が示した公共施設配置基準案について、市内各地域における公共施設の利用状況の整理、市民の視点での評価基準の検討、統廃合の可能性について、意見を整理しました。第2回ワークショップは、第1回を振り返って、統廃合等の検討対象となった施設の評価基準の確認と、再編や利活用の方向性と再編する上の課題などについて検討を行いました。

#### ○ワークショップ意見（一例）

##### 1) 配置基準に係る意見

老朽度・安全性を重視するべきである。

一つの建物を多機能的に使うべきである。

利用頻度や維持管理費用から検討すべきである。

将来の需要を見据えて要不要を検討すべきである。

地域活性化の拠点を大事にすべきである。

地域拠点からの距離が近いもの又は周辺に代替施設がないものは統廃合を検討する。

避難所は残したい。

民間でできることは民間で行うべきである。

##### 2) 施設の廃止に関する意見

代替施設があれば廃止してもよい。

どこか別の場所でやってもいいのではないか。

旧学校について、体育館・グラウンドは運動用又は防災用途があるが、校舎は使い道がない。

建物として健全であれば使う。

文化施設は歴史的価値、文化的価値を考慮する必要がある。

##### 3) その他・施設の再編に係る意見

休止中の施設や廃校の校舎など、廃止してもいいのではという意見が聞かれた。

体育館など、学校体育館で代替できるのではないか。

最終的な決定は、区長を通じて地元の意見を吸い上げること。

#### ○公共施設配置基準の作成を進める上で考慮すべき視点

ワークショップでいただいた意見から、次のとおり基準作成を進める上で考慮すべき視点を整理しました。

##### 1) 将来人口の考慮

将来的な人口減少等の社会情勢を考慮し、施設の総量削減、使い方の見直しを進めていく必要がある。

##### 2) 地域拠点の観点

地域拠点として、その場所にあるという価値を重視し、施設保有量の抑制を目指しつつも、地域間のバランスに配慮しながら進めていく必要がある。

##### 3) 市民との情報共有

廃校校舎の利用など、地域コミュニティの意見が活かされていないといった意見があり、市民と情報共有を図りながら進めることが重要である。

#### 4) 現在の用途及び利用状況

用途が無くなった施設、老朽化した施設について、やみくもに修繕・改修するべきではないとの意見から、現在の用途について精査する必要がある。

## 時点修正・改訂等の記録

令和3年3月 策定

令和5年3月 時点修正

## **令和3年度 新城市公共施設個別施設計画**

発行 新城市

〒441-1392

愛知県新城市字東入船115番地

TEL 0536-23-1111（代表）